第３次京丹後市
多文化共生推進プラン

国籍、民族、文化などのちがいを認め合い、
ともに豊かに暮らせるまちへ

令和５年（2023年）３月
京丹後市

■ 用語の説明

用　語	説　明
多文化共生	多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（出典：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」）を言います。
市民	本プランでは、「市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者」（出典：京丹後市まちづくり基本条例）のこととします。
外国人市民	一般的に、京丹後市に生活拠点を有する外国籍の市民のことを表しますが、「外国人市民」には、日本国籍を有しない人に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身の人も含みます。

はじめに

本市では、平成２７年（２０１５年）３月に京都府内で初めて“多文化共生の推進”を掲げた「京丹後市多文化共生推進プラン」を策定し、外国人を含めたすべての市民が真に住みやすいまちづくりの実現に向けた取組を推進してきました。平成３０年（２０１８年）３月には「第２次京丹後市多文化共生推進プラン」として改訂を行い、基本目標のもと、多文化共生に資する施策に取り組んできました。

この間、本市における外国人市民数は、新型コロナウイルス感染症による入国制限の影響から一時は減少したものの、在留資格制度の拡充等も背景に現在では回復傾向にあり、その国籍や在留資格の構成も多様化しています。こうした状況の中、市民や地域、関係団体や企業など多様な担い手と連携を強め多文化共生のまちづくりをより一層推進するため、「第３次京丹後市多文化共生推進プラン（第３次プラン）」を策定しました。

今回のプラン策定にあたっては、外国人雇用に関する意識調査として事業所アンケート調査を本市として初めて実施しました。今回策定したプランは、第２次プランで打ち出した基本理念や目標を継承し、アンケート調査結果やこの間に生じた多様化等の変化にも的確に対応するとともに、各種施策の市内浸透度を図るための指標目標を新たに掲げ、基本理念である「国籍、民族、文化などのちがいを認め合い、ともに豊かに暮らせるまちへ」に向けての各分野の達成度をみんなでわかりやすく確認・共有できるようにしました。今後、このプランを基に、多文化共生社会の実現に向け、関係団体等と連携し具体的な施策に取り組んでいきますので、皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、プランの策定において、貴重なご意見やご提言をいただきました京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご回答いただきました皆様やご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和５年（２０２３年）３月

京丹後市長 中 山　 泰

第３次多文化共生推進プランの策定によせて

本市は、今日まで第１次・第２次多文化共生推進プランに基づいて様々な取組を実施してまいりました。その結果、本市の多文化共生施策はプラン策定前に比べ年々充実してきており、市民の意識や理解も着実に前進しております。しかしながら、色々な分野において依然として残っている様々な課題もあります。外国人市民を含めた全ての市民が、国籍や民族、文化的背景や考え方などの違いを理解し、安心安全に暮らせるまちづくりをさらに進める取組が改めて求められております。また、在留資格「特定技能」の創設等の制度改正により、今後も外国人市民の増加が見込まれ、人口減少・少子高齢化、グローバリゼーションの進展が進む社会において、外国人市民が地域社会を支える担い手になることが期待されております。こうした中、令和４年度末で計画期間の満了を迎えたことから、最近の社会情勢の変化や動向を踏まえた「第３次京丹後市多文化共生推進プラン」を策定いたしました。

プランの改訂にあたって留意したことは、(1) 改訂前年度に数回にわたって開かれた市民中心のプランの評価検討会議や、行政の関係各課で構成する庁内検討委員会の評価と課題を的確に捉えた内容であること、(2) 本市が内閣府より指定を受けた「ＳＤＧｓ 未来都市」として、プランと関連づけて取組を先導的に進めていくこと、(3) プランの目指す社会の実現に向けて取り組む推進主体や関係団体等をより明確にすること、であります。

本プランは、第２次プランの課題や成果を引き継ぎながら、社会経済情勢の変化などによる今日の状況に即した多文化共生に関する施策を総合的・計画的に進めていくために策定したものであります。「多文化共生」という言葉は、今や聞きなれない言葉では無くなりつつあります。また、地域社会の様々な場面においても外国人住民と接することが増え、多様な文化が地域社会の中で感じられるようになってきました。社会は日々動き進化しております。本プランが、京丹後市の多文化共生施策の推進に役立ち、市民の期待に資するプランになりますよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和５年（２０２３年）３月

京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会
委員長　　藤 村　益 弘

第３次京丹後市多文化共生推進プラン

目　次

第１章　基本的な考え方

Ⅰ　プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
Ⅱ　プラン策定の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
Ⅲ　多文化共生をめぐる国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第２章　京丹後市の現状と課題・今後の展望

Ⅰ　第２次京丹後市多文化共生推進プランの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
Ⅱ　京丹後市の現状
　1　人口減少と少子高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　2　約 600 人の外国人が生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
Ⅲ　アンケート調査結果からみる住民意識
　1　外国人市民アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　2　日本人市民アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
Ⅳ　外国人雇用に関する事業所調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
Ⅴ　課題と今後の展望
　1　市の現状と住民意識から見える課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
　2　多文化共生推進に向けた今後の展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第３章　基本計画

Ⅰ　プランの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
Ⅱ　プランの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
Ⅲ　プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
Ⅳ　プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
Ⅴ　指標目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第４章　基本方針と施策・推進体制

Ⅰ　基本方針と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
Ⅱ　プランの進捗管理と推進体制
　1　進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
　2　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

第１章　基本的な考え方

Ⅰ　プラン策定の趣旨

本市では、平成 27 年（2015 年）３月に、京都府内で初めて「京丹後市多文化共生推進プラン（第１次プラン）」を策定し、３年後の平成 30 年（2018 年）には、「第２次京丹後市多文化共生推進プラン（第２次プラン）」として改訂を行いました。

第２次プラン策定から５年が経過し、その間の社会情勢の変化や国の外国人の受入れ施策の拡大など本市の多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化や市各種計画からの反映、また、第２次プランのこれまでの５年間の各施策の進捗状況を踏まえ、さらに多文化共生のまちづくりを推進するため、「第３次京丹後市多文化共生推進プラン（第３次プラン）」を策定するものです。

Ⅱ　プラン策定の位置づけ

本市では、令和３年２月に「京丹後市まちづくり基本条例」に基づく「第２次京丹後市総合計画『基本計画』」を策定しました。

この第３次プラン（以下「本プラン」という。）は、同計画に定める「国際交流・多文化共生と広域連携の促進」を具体化し、推進するもので、他の関連個別計画との整合性を図り、“分野別計画”に位置づけて策定するものです。

本プランの策定により、総合計画の実行性をさらに高め、外国人を含めた“すべての市民”が真に住みやすいまちづくりを目指します。

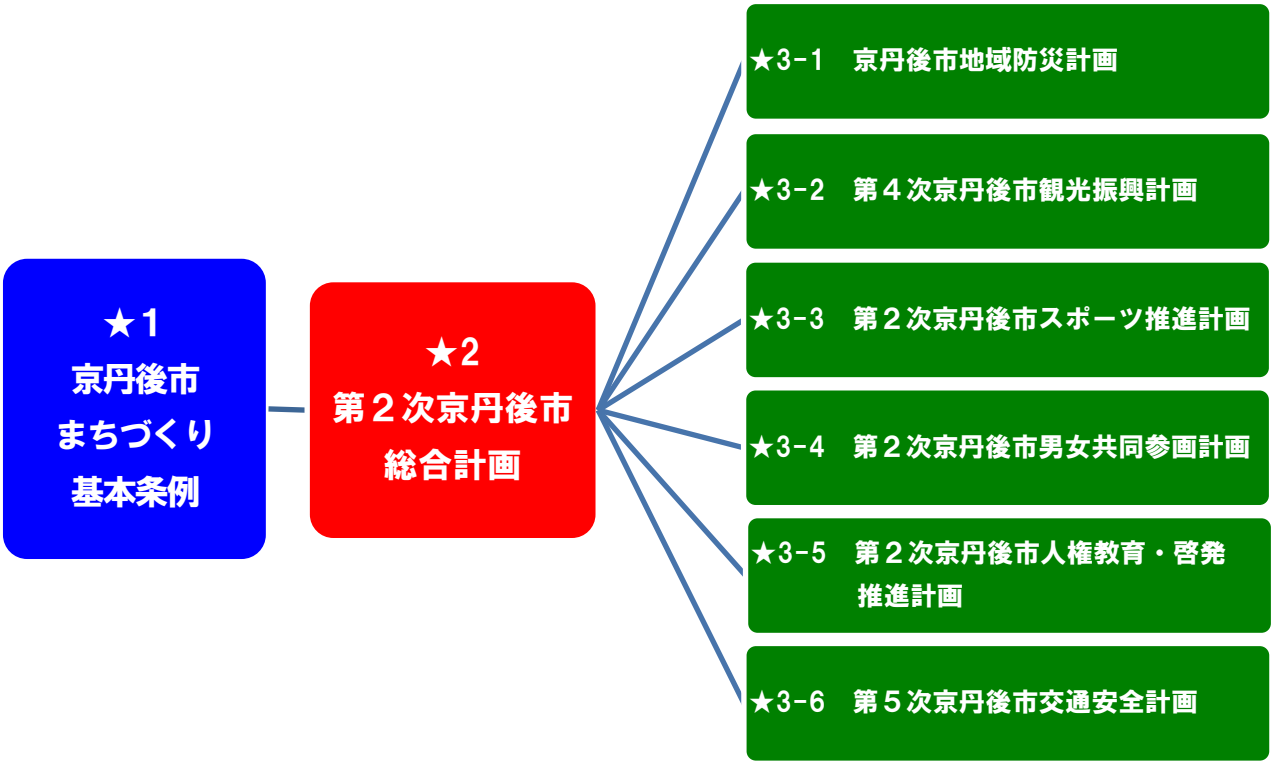

第３次京丹後市多文化共生推進プラン

★１　京丹後市まちづくり基本条例（平成 19 年策定、令和２年一部改正）

（市政運営の基本）第 25 条第１項

市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、**国籍**、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、**様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない**。

（連携及び交流）第 28 条第２項

市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

★２　第２次京丹後市総合計画「基本計画」（令和３年策定）

施策 24　国際交流・多文化共生と広域連携の促進

（行政の主な取組）　**１　国際交流の推進**

２　多文化共生・国際化に対応したまちづくり

３　地域間及び広域連携の促進

４　京丹後市夢まち創り大学の活動支援

★３－１　京丹後市地域防災計画（平成 18 年策定、令和５年修正予定）

第 29 章　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び**外国人に係る対策計画**

第２節　計画の内容

第２　非常時における要配慮者優先ルールの確立

●　外国人に対する支援

・外国人向け防災パンフレットの作成

・外国人向け防災教育、防災訓練の実施

・通訳、翻訳ボランティアの事前登録

・外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保

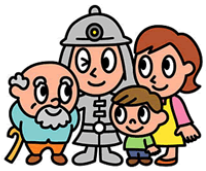

★３－２　第４次京丹後市観光振興計画（令和５年策定）

３　基本方針と基本戦略

＜基本方針５＞安全・安心・快適でユニバーサルな「人にやさしい観光地・京丹後」を推進します

【基本戦略】

② アフターコロナに向けた**インバウンド再開への対応を推進します。**

③ 高齢者や障がい者など、**すべての人にとって優しい観光地を目指します。**

★３－３　第２次京丹後市スポーツ推進計画（平成 30 年策定）

基本目標４　スポーツ観光のまちづくり

（1）　滞在型スポーツ観光の促進

①スポーツイベントやアクティビティの活用

②外国との交流を進めるホストタウンへの取り組み

★３－４　第２次京丹後市男女共同参画計画（平成 28 年策定、令和３年改訂）

■基本方針■　３　寄り添い支え合うまちづくり

（３）　高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

（基本施策 28）**外国人が暮らしやすい環境づくりの推進**

★３－５　第２次京丹後市人権教育・啓発推進計画（平成 31 年策定）

第３章　人権問題の現状等

６　外国人

★３－６　第５次京丹後市交通安全計画（令和４年策定）

第３節　道路交通の安全についての対策

２　講じようとする施策

（2）　交通安全思想の普及徹底

ク　外国人に対する交通安全教育の推進

ＳＤＧｓの視点

SDGs とは､｢持続可能な開発目標｣のことで、2015 年９月の国連サミットで採択された｢持続可能な開発のための 2030 アジェンダ｣にて記載された国際目標のことです｡2016 年から 2030 年までの間に達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを基本理念としています。

国の SDGs 推進本部が 2019 年に決定した「SDGs 実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画に SDGs の要素を反映することなどが期待されています。

本プランでは、多文化共生推進のために取り組むべき７つの目標の視点を取り入れます。

【保健】　【教育】　【経済成長と雇用】　【平等】　【持続可能な都市】　【平和】　【実施手段】

Ⅲ　多文化共生をめぐる国の動き

2022 年 6 月末現在で、日本には約 296 万人の外国籍者が暮らしており、この 10 年間で約 90 万人増加しています。国では、外国人市民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の新設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応するため、2020 年に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

改訂プラン（2020年）

［背景・趣旨］

○外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。

○社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
(1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
(2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
(3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
(4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

［施策］

① コミュニケーション支援
- 行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備
- 日本語教育の推進
- 生活オリエンテーションの実施

② 生活支援
- 教育機会の確保
- 適正な労働環境の確保
- 災害時の支援体制の整備
- 医療・保健サービスの提供
- 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- 住宅確保のための支援
- 感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援
- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民の社会参画支援

④地域活性化の推進やグローバル化への対応
- 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- 留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備
- 地方公共団体の体制整備
- 地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

なお、総務省がまとめた「多文化共生事例集（令和３年度版）」の中で、本市の多文化共生に資する取組（２事例）が全国の優良事例として紹介されました。（出典：総務省）

ダウンロード QR コード

≪参考：日本政府の取組≫

年	国の動き
平成２４年 （2012 年）	◆改正入管難民法および改正住民基本台帳法（施行） ・在留カードの交付　　・在留期間最長５年 ・再入国制度の変更　　・外国人登録制度の廃止
平成２７年 （2015 年）	◆改正入管難民法（施行） ・在留資格の整備（在留資格「高度専門職第１号・第２号」新設、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の一本化など） ・上陸審査の円滑化
平成２９年 （2017 年）	◆改正入管難民法（施行） ・偽装滞在者対策の強化（罰則の整備等） ・在留資格「介護」の新設 ◆外国人技能実習制度の拡充 ・優秀な実習実施者・監理団体に限定し、技能実習生受入れ期間を３年から５年に拡大
平成３０年 （2018 年）	◆「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」閣議決定 ・新たな在留資格の創設など外国人材の受入れ拡大 ◆「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」閣議決定 ・関係府省が連携を強化し地方公共団体とも協力しつつ外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進める ◆「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」閣議決定 ・地方における外国人材の活用 ◆「日系四世の更なる受入れ制度」の創設 ・日系四世受入れサポーターの確保の義務化 ・所定の要件を満たせば、通算最長５年間滞在可能 ◆改正入管難民法成立 ・「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」閣議決定 ・「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針（分野別運用方針）」に関する規定の整備 ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」取りまとめ
平成３１年 令和元年 （2019 年）	◆改正入管難民法（施行） ・新たな外国人材受入れのための在留資格として、人材が不足している産業分野において、相当程度の知識や経験を有する外国人向けの「特定技能１号」や、熟練した技能を有する外国人向けの「特定技能２号」を創設 ・出入国在留管理庁の設置 ◆日本語教育推進法成立・施行 ・日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明記 ・基本方針の策定その他施策の基本となる事項を規定
令和２年 （2020 年）	◆総務省・地域における多文化共生推進プラン改訂 ・地域活性化の推進やグローバル化への対応追加
令和３年 （2021 年）	◆総務省・多文化共生の事例集作成
令和４年 （2022 年）	◆「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」の策定 ・「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」を設置し、日本語教育機関の評価や日本語教師の国家資格化に向けた制度の詳細を翌年３月までに取りまとめる予定

第２章　京丹後市の現状と課題・今後の展望

Ⅰ　第２次京丹後市多文化共生推進プランの評価

基本目標Ⅰ　安心して生活ができるまち

■これまでの取組状況

子育て・教育体制については、母子健康手帳や予防接種、保育所・こども園の入所申込書等について、外国語版の申込書を作成し配布しています。また、保育所・こども園においては通訳として専門職員の配置をしています。また、小中学校では教員の英語教育推進教員養成研修への参加や、日本語指導が必要な児童に対するスクールサポーターの配置を行っており、外国人を含めたすべての人が住みやすいまちづくりを進めています。

就労環境整備等については、生活維持のための貸付支援として外国籍の方に対する情報提供を行うとともに、オンラインを活用した企業説明会も実施しているところです。

健康分野については、従来から継続して市立病院の窓口に英語の問診票を設置しているほか、17 か国語に対応した電話医療通訳サービスやポケトークを利用し外国人患者への備えと対応を行ってきています。また、総合検診の案内やゴミ分別カレンダー、鉄道及びバスの乗り方、救急車利用ガイドなどの英訳版を配布し情報提供を行うとともに、ゴミの出し方等について市職員を講師とした出前講座を開催することにより、ゴミ出しのルールをはじめとする生活習慣への理解促進を進めています。

災害への備えとしては、国際交流協会と連携し、災害時には災害時多言語情報センターから情報を発信することができる体制を引き続き整えています。また、外国人市民を対象とした防災教室を開催し、避難場所や備蓄品について周知しています。さらに、警察との協働により外国人への運転技術講習会を実施し交通安全への意識啓発も進めています。

■課題

総合検診の案内チラシを英語で作成する等、各種案内の多言語化に努めてはいるものの、問い合わせがなく活用実績がないものもあります。119 番通報に対する多言語対応についても導入しているものの、受信実績はなく、多言語化への体制整備に加え、周知についても引き続き取組を進める必要があります。

基本目標Ⅱ　言葉の壁を乗り越えるまち

■これまでの取組状況

日本語教育については、国際交流協会により受講者のレベルや状況に応じた個別の日本語教室が開催されているとともに、米軍関係者を対象とした日本語教室も開催し日本語学習の機会を提供しています。

日本語ボランティアについては、国際交流協会により日本語ボランティアのスキルアップ研修の実施をはじめ、他団体との連携や情報共有といった取組を継続して行っています。

多言語での情報提供については、市公式ホームページに自動翻訳サービスを導入し９言語（スペイン語・タイ語・タガログ語・ベトナム語・ポルトガル語・ミャンマー語・英語・韓国語・中国語）での情報発信を行っています。また、以前から市役所や市内に設置している英語の案内看板の維持管理等を行っています。その他にも、国際交流協会による外国語講座（英語、韓国語、中国語）を実施するとともに、ケーブルテレビでも放映するなど、多言語での情報提供を進めています。

■課題

事業者からの要望があれば語学講座開設の支援をする体制を取っているものの、近年相談

実績がありません。その一方で、事業所から日本語教室についての問い合わせが年間を通じてあるため、日本語教室を実施していることの事業所への声掛けや周知についての取組を引き続き継続する必要があります。また、全国的に外国人市民の多国籍化が進む中で、英語や中国語だけでは多言語対応が十分であるとは言えず、引き続き言葉の問題に対応するため通訳・翻訳システムの周知・活用を進める必要があります。

基本目標Ⅲ フレンドシップを育むまち

■これまでの取組状況

多文化共生への意識啓発については、小中学校においての外国語活動、外国語科目、国際理解教育を実施するとともに、教職員に対しても研修等を行うことで専門性や能力を高めています。また、連合婦人会や保護司会、PTA など 29 団体で構成される人権啓発推進団体が実施する人権啓発事業に対して支援を行うなど、自治会や市民団体に対して意識啓発と理解促進を進めています。

多文化共生に関わる人材育成については、「やさしい日本語」研修会を実施することにより、外国人だけでなく、子ども、高齢者、障がい者にとっても分かりやすい「やさしい日本語」の活用を推進しており、多文化共生に対して理解の深い人材の育成に努めています。

外国人市民の社会参画については、市ホームページで地域のイベント情報を英語で発信したり、市広報紙を活用して国際交流の取組や外国人市民の活躍の様子等を紹介するコーナーを掲載することで地域活動への参加促進を進めています。

■課題

「やさしい日本語」研修会の実施など普及促進を行っているところですが、市役所内でもまだまだ浸透していない状況があります。また、多国籍化により働き方や暮らし方も今後ますます多様になっていくことが見込まれるため、「新たな地域コミュニティ」の視点を取り入れながら、外国人市民と日本人市民との橋渡し役となるような人材の把握・育成による多文化共生を進めていく必要があります。

基本目標Ⅳ 国際色豊かでにぎわうまち

■これまでの取組状況

市の魅力発信については、観光公社による外国語版（英語・中国語・韓国語）の観光パンフレットの配布をはじめとし、宿泊予約も可能な英語版ウェブサイト「Visit Kyotango」の運営をしています。さらには、新たに台湾からの来訪者の促進を図るために繁体字版「Visit Kyotango」の制作にも取り掛かっています。また、海の京都 DMO 主催の「インバウンドローカルガイド養成講座」を実施し、インバウンド誘客を見据えたガイド育成を行っているところです。

交流人口の増加については、国際交流協会によるビーチクリーン活動や料理教室などの実施により交流機会の提供を行っています。また、教育委員会では中学生の海外派遣事業を実施するなど、自身の語学力やコミュニケーション能力に自信を持ち、国際的視野を広めることに繋がっています。

他団体･他地域との連携協力については、市と国際交流協会との様々な連携をはじめとし、京都府や京都府国際センター他、各団体との連携や協力による活動を展開しています。

国際交流協会の機能充実については、国際交流協会への市からの補助金の交付等により継続した支援を行っています。

■課題

ニーズに応じた滞在期間に対応できる宿泊施設がなく、近年増加してきている移住希望の外国人に対しての情報提供についても十分ではありません。また、本市に滞在してもらえる機会を増やすため、多言語対応だけでなく、外国人観光客の文化的、宗教的背景を理解し、安心して滞在できる取組が継続して必要です。

第２次プラン評価検討会議の実施状況

■ 令和元年度「京丹後市多文化共生推進プラン評価検討会議」

1　日　時　　令和元年８月 28 日（水）午前 10 時～
2　場　所　　京丹後市役所２階　201 会議室
3　内　容　　「第２次京丹後市多文化共生推進プラン」の評価及び検討

■ 令和２年度「京丹後市多文化共生推進プラン評価検討会議」

1　日　時　　令和２年８月 17 日（月）午後２時～
2　場　所　　京丹後市役所２階　205 会議室
3　内　容　　「第２次京丹後市多文化共生推進プラン」の評価及び検討

■ 令和３年度「京丹後市多文化共生推進プラン評価検討会議」

1　日　時　　令和３年８月３日（火）午前 10 時～
2　場　所　　京丹後市役所２階　201 会議室
3　内　容　　「第２次京丹後市多文化共生推進プラン」の評価及び検討

【多文化共生推進プラン評価検討会議での主な意見（抜粋）】

・病院での電話通訳サービスで多言語対応が進められている。
・地域の担い手として外国人が活躍するような位置づけが今後必要である。
・アフターコロナに向けて、インバウンドだけでなく移住、定住、ワーケーションなど人の働き方に合わせた視点を盛り込むことが必要である。
・学校にスクールサポーターを配置し丁寧に支援されていることは評価できる。
・オンラインの活用による交流人口増加の視点を取り入れた取組が必要である。
・壁となっている言葉や習慣をどう理解し乗り越えて、地域に貢献してもらうための努力を地域がする必要がある。

Ⅱ　京丹後市の現状

1　人口減少と少子高齢化

● 生産年齢人口が大幅に減少

令和２年（2020 年）国勢調査の結果によると、本市の人口は 50,860 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、2040 年には、高齢者人口（65 歳以上）が生産年齢人口（15～64 歳）より多くなると予想しています。

また、2015 年から 2045 年までの 30 年間で、本市の人口は全体で 41.4%減少し 32,255 人となり、0～14 歳の年代は 2015 年から 57%減少すると予想されており、人口減少が加速していくことが見込まれます。今後は、防災、福祉、医療、子育てなど、経済活動のみならず市民生活に関わる多様な分野で、地域社会を支える機能の低下が懸念されます。

京丹後市の人口推移と推計人口

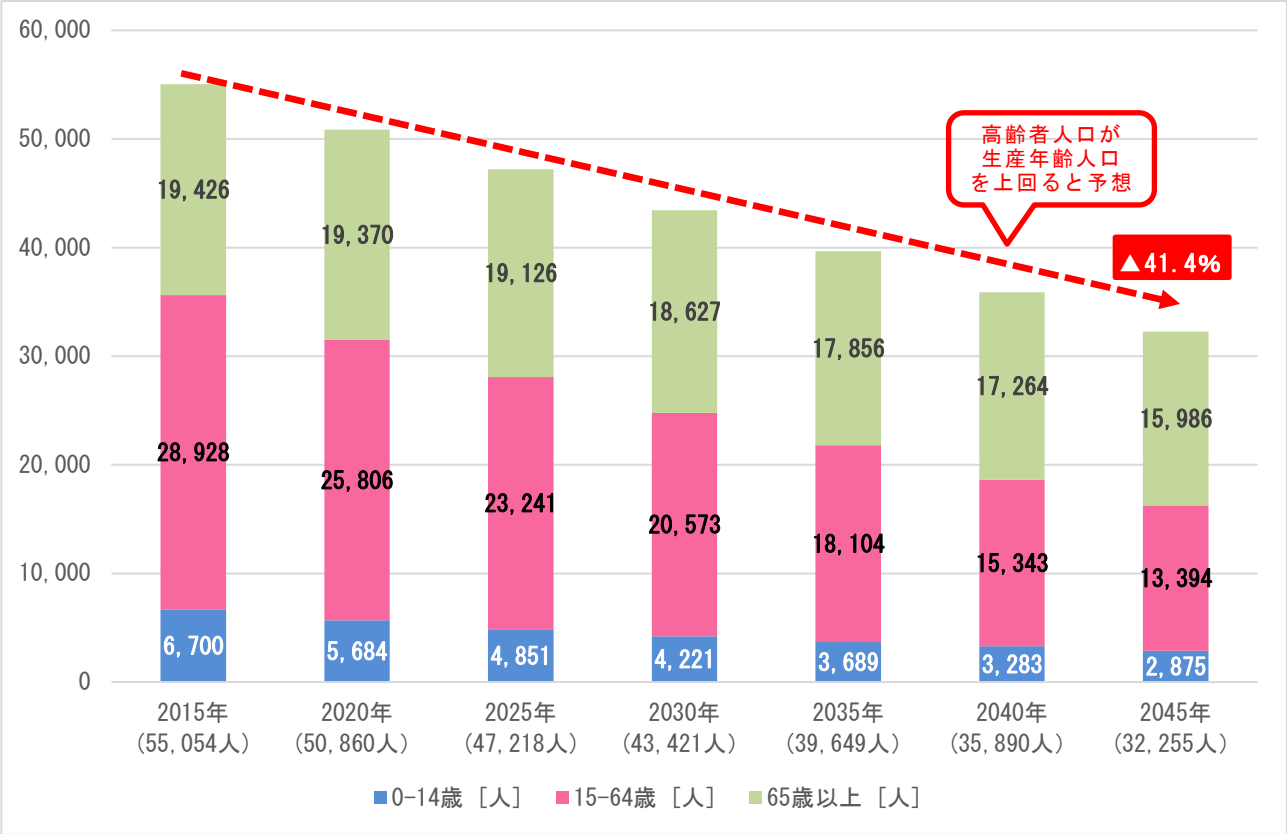

出典：国立社会保障・人口問題研究所

2　約 600 人の外国人が生活

● 外国人の増加と国籍数の増加

本市の外国人市民数は、平成 29 年（2017 年）は 414 人でしたが、令和４年（2022 年）では 437 人と 23 人増加しています。また、平成 26 年（2014 年）から住民基本台帳（＊１）に登録されていない米軍関係者（＊２）約 160 人も本市に居住していることから、市内で生活する外国人は、約 600 人となっています。

なお、令和４年（2022 年）12 月時点では、「27 の国と地域」の出身の方が暮らしています。平成 29 年（2017 年）の「17 か国」に比べて、国籍数が増加（多国籍化）しています。

令和４年では、国籍別にみると「フィリピン籍」が一番多く、次いで「ベトナム籍」となっており、全国的に増加傾向にある「ネパール籍」についても、本市でも増加しています。

また、女性の割合が 72.9％と、男性数を大きく上回っています。

＊1　**住民基本台帳制度**：日本に入国・在留する外国人が年々増加していることなどを背景に、市町村が日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性から、平成 24 年７月９日から施行された。これにより、法改正前まで、住民基本台帳法と外国人登録法の２つの制度で把握していた複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する一つの世帯）について、より正確な世帯構成を把握することが可能になるとともに、世帯全員が記載された住民票の写し等が発行できるようになった。

＊2　**米軍関係者**：平成 26 年 10 月から、経ケ岬に「アメリカ陸軍第 94 防空ミサイル防衛隊コマンド第 14 ミサイル防衛中隊」が配置され、米陸軍人のほか、「TYP-2-レーダー」運用に係る軍属が市内に居住している。

国籍別外国人市民数の推移　（各年 12 月末時点）

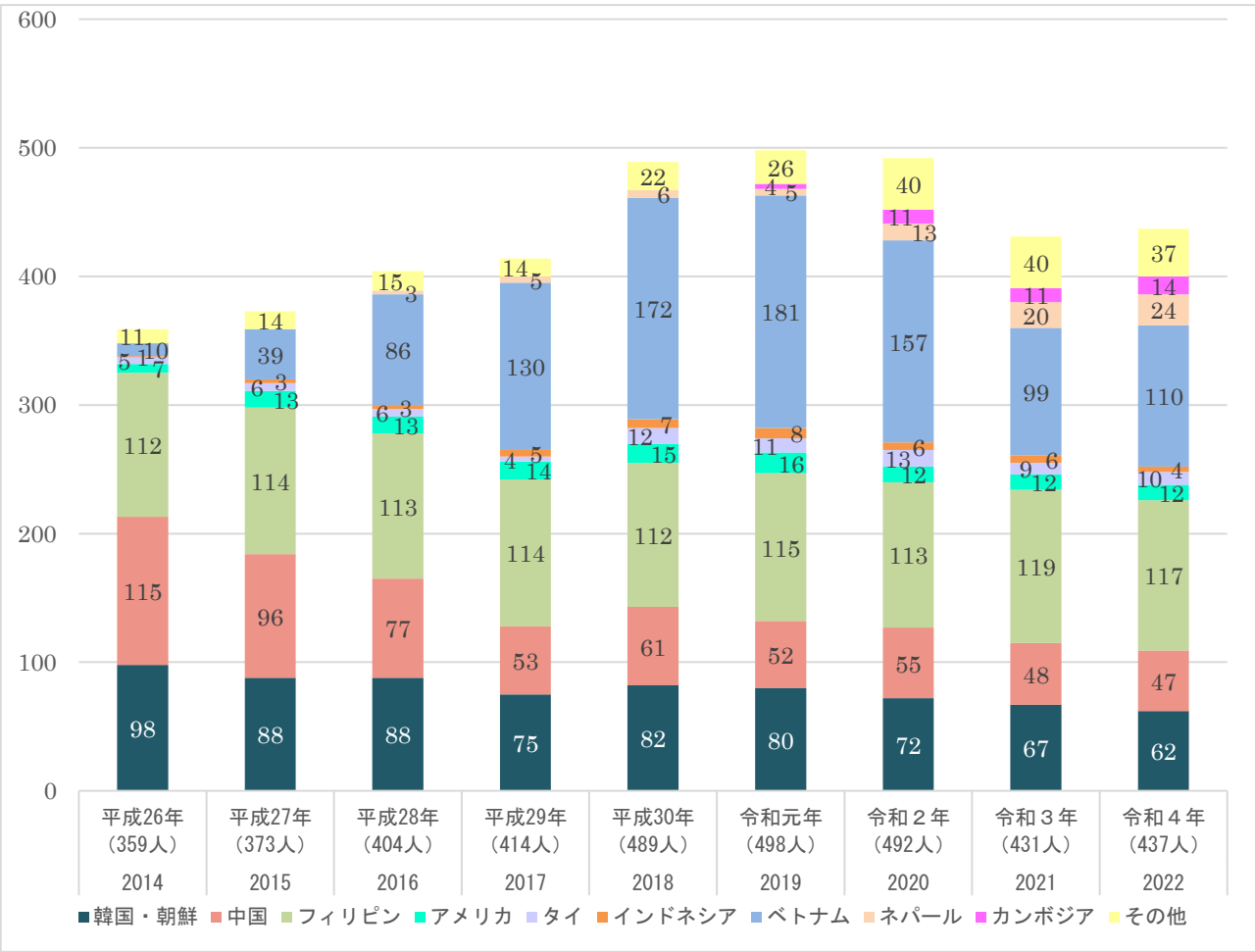

＊米軍関係者は除く

国籍別外国人市民数　（令和４年１２月末現在）

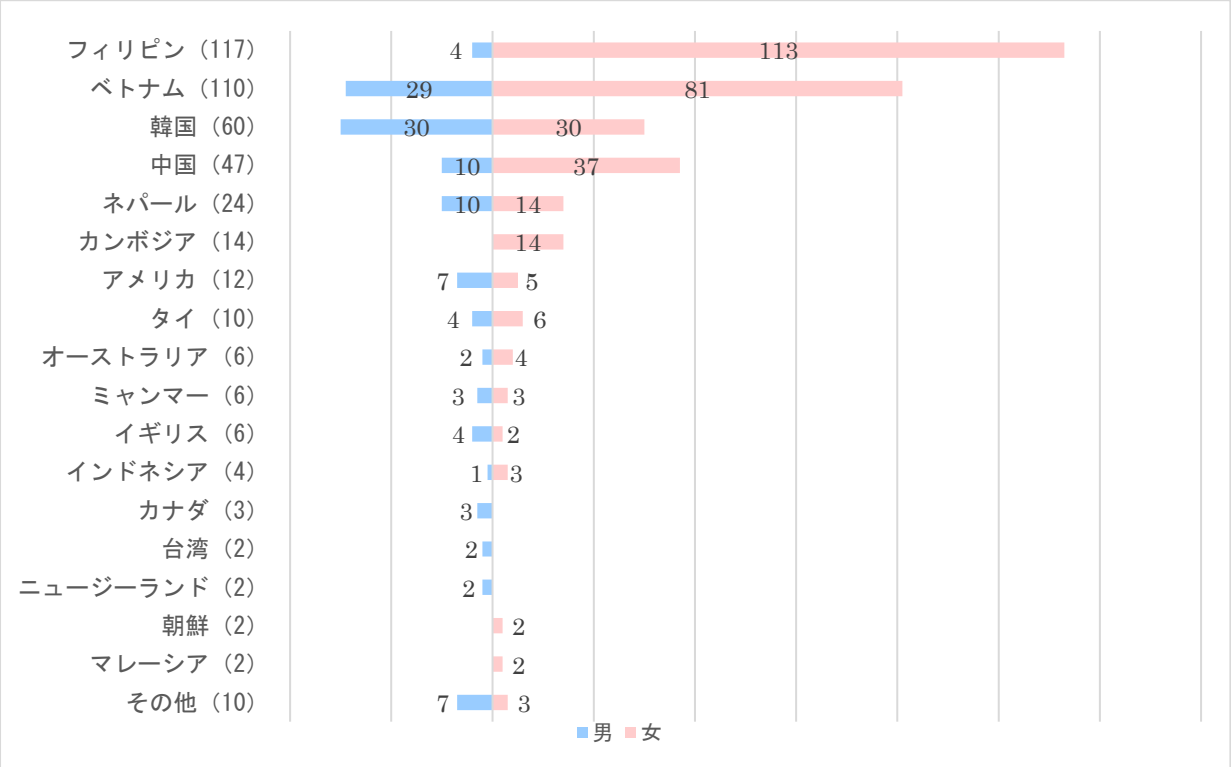

＊米軍関係者は除く

● 働く若い世代を中心に増加

外国人市民を男女別でみると、「70 歳以上」と「60 歳代」以外は、どの年代でも女性が多く、年代別では、「20 歳代」が一番多く、次いで「30 歳代」と、若い世代が多いことが分かります。また、平成 26 年（2014 年）では、「20 歳代」は 107 人でしたが、令和４年（2022 年）では 130 人となり、若い世代が増えています。

外国人市民の年齢　（令和４年１２月末時点）

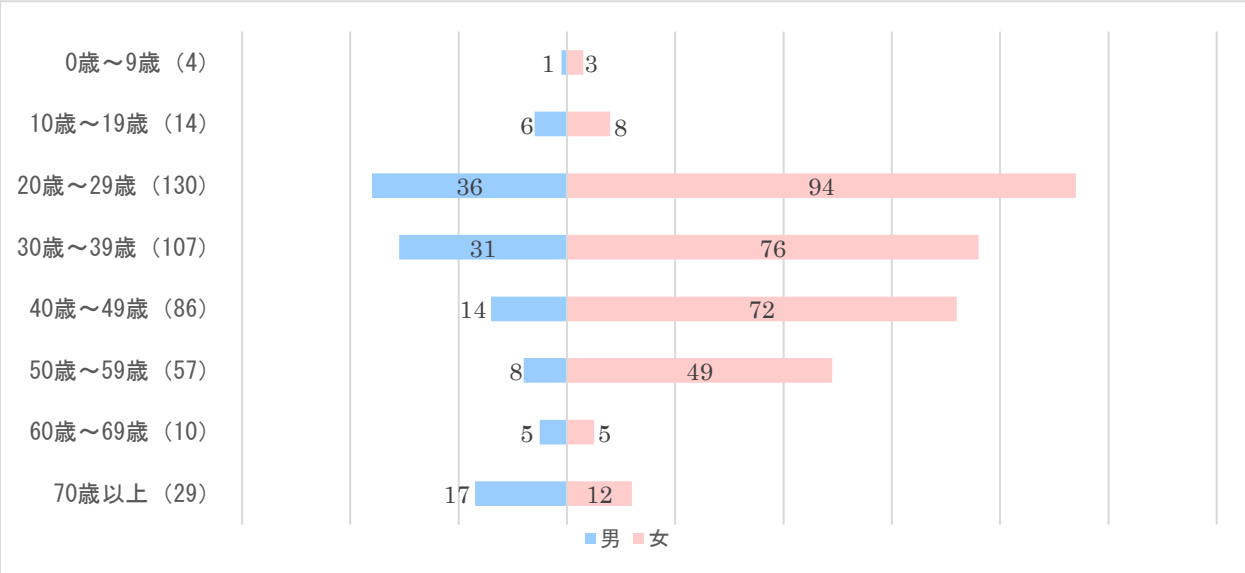

＊米軍関係者は除く

●長期に日本で働くことができる人が増加

在留資格別では、「永住者」が一番多く、次いで、「技能実習（１号～３号）」となっています。また、平成 29 年（2017 年）は「技術・人文知識・国際業務」は８人でしたが、55 人に増加しています。

さらに、令和元年（2019 年）から新しくできた在留資格の「特定技能」についても増加しており、今後、日本で在留資格の「永住者」に変更ができる在留資格者が増加しています。

外国人市民の在留資格　（令和４年１２月末時点）

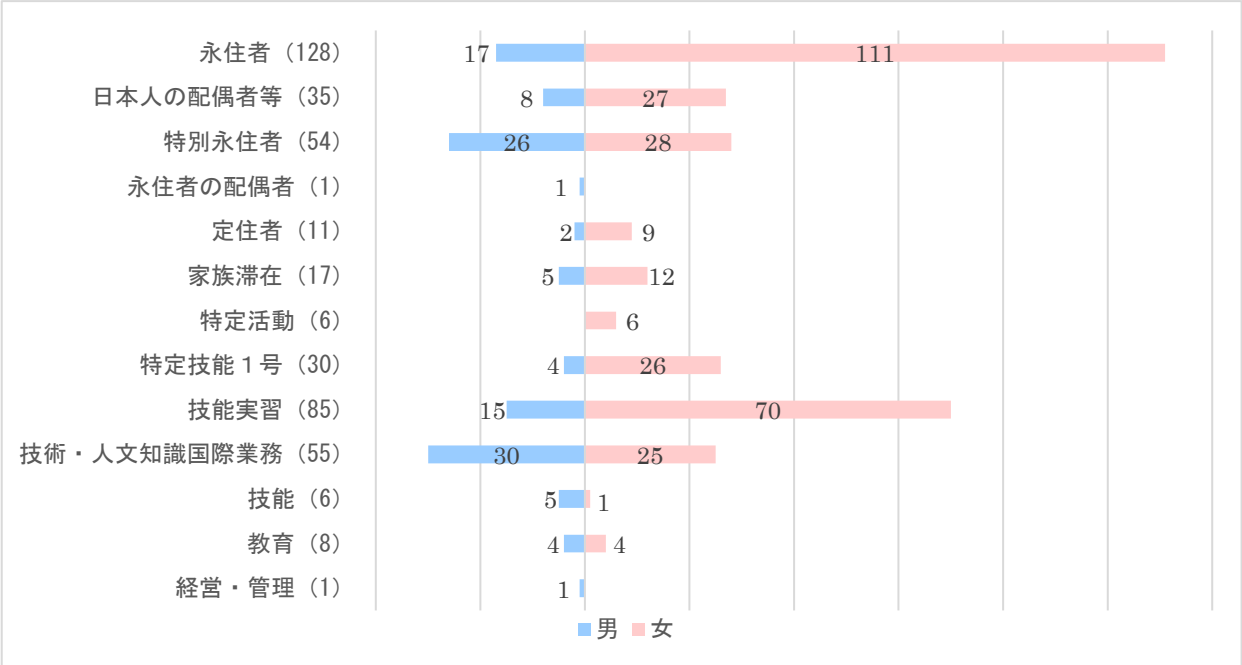

＊米軍関係者は除く

【在留資格一覧】

活動資格

身分資格

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使，公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家，画家，作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者，カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者，管理者等
法律・会計業務	弁護士，公認会計士等
医療	医師，歯科医師，看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校，中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等，通訳，デザイナー，語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優，歌手，プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師，スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成31年4月1日から
（注２）介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関係産業，建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
（平成３０年１２月２５日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者，我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世，外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人，ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客，会議参加者等
留学	大学，専門学校，日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者，子

※　資格外活動許可を受けた場合は，一定の範囲内で就労が認められる。

Ⅲ　アンケート調査結果からみる住民意識

本市では、誰もが住みやすい「多文化共生のまちづくり」を推進する上での現状と課題を把握するための基礎資料として、市民（外国人及び日本人）を対象に、本プランを策定するためのアンケート調査を実施しました。調査の概要と結果は、以下のとおりです。

1　外国人市民アンケート

(1)　外国人市民アンケート調査の概要

◆ 調査対象：536 人
　・令和 4 年 7 月 1 日時点で、住民基本台帳に登録されている 13 歳以上の外国籍市民 376 人（*特別永住者は除く）
　・米軍関係者 160 人
◆ 調査期間：令和 4 年 8 月 3 日～令和 4 年 9 月 2 日
◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収による調査
◆ 回答者数：158 人（29.4%）
◆ 使用言語：日本語（「やさしい日本語」）・英語・中国語・タガログ語・ベトナム語
◆ そ の 他：複数回答設問の集計は、当該設問に回答すべき人数を集計母数として各選択肢の回答比率を求めているため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。

(2)　外国人市民アンケート調査の結果

各質問項目において「無回答者」を除外する場合があるため、アンケート結果の人数は、回答者数と一致しないことがあります（例えば、Q1 では、男女のいずれかに回答した人は 155 人でしたが、性別に回答しなかった人が 3 人いたため、実際の人数は、158 人でした）。

今回は、国籍が多様化（多国籍化）したこともあり、「身分資格に基づく在留資格（以下「身分資格者」という）」と「活動資格に基づく在留資格（以下「活動資格者」という）」に区分し、分析を行いました。なお、在留資格対象外の米軍関係者については、在留資格の質問以外は、「活動資格者」に分類しています。

*15 ページ「在留資格一覧」をご参照ください

①　国籍、在留資格が多様化している

今回のアンケート回答者は女性が多く、年代別では「20 歳代」が一番多く、次いで「30 歳代」となっています。また、「20 歳代」と「30 歳代」は活動資格者が多く、「40 歳代」以降は身分資格者が多くなっています。

国籍（出身国）では、「フィリピン」（36 人）と「ベトナム」（37 人）がほぼ同数で、「その他」が「19 か国」（85 人）となっています。平成 29 年（2017 年）実施のアンケート回答での国籍数「10 か国」に比べて、その数が増えている結果となりました。

Q1　性別

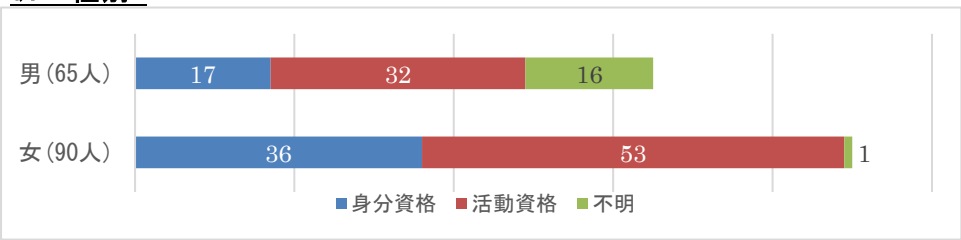

Q2　年齢

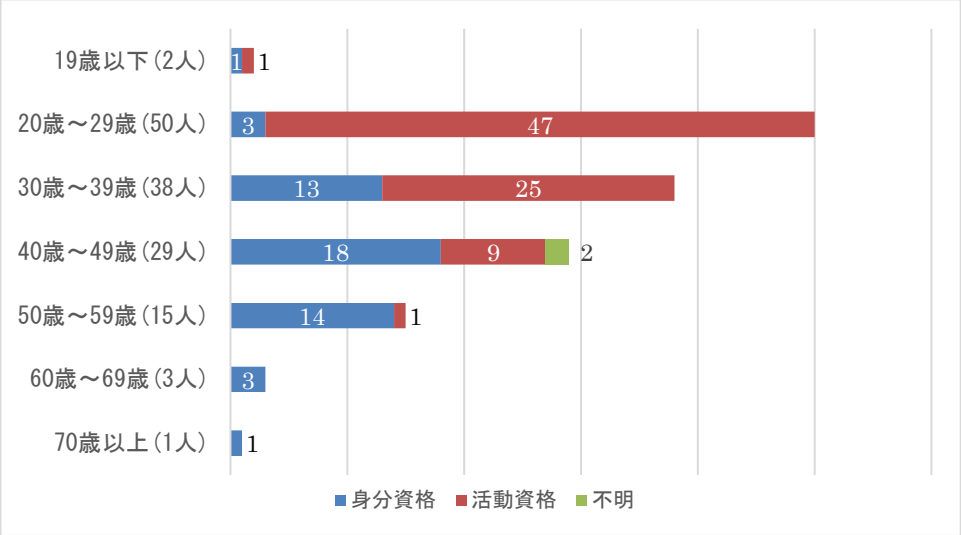

Q3　出身国

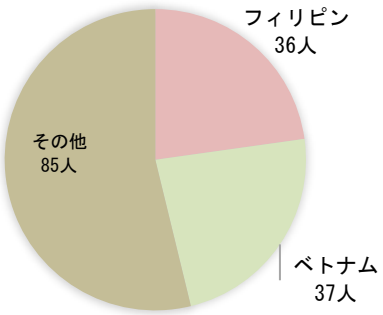

Q4　住んでいる町

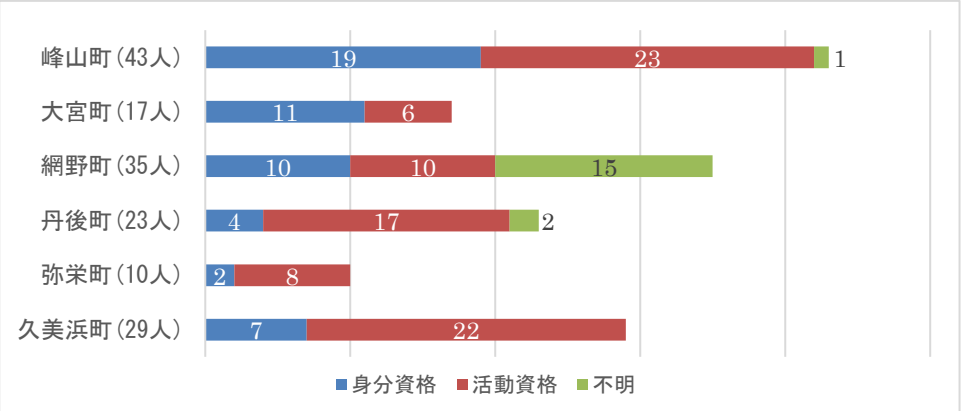

Q5　在留資格

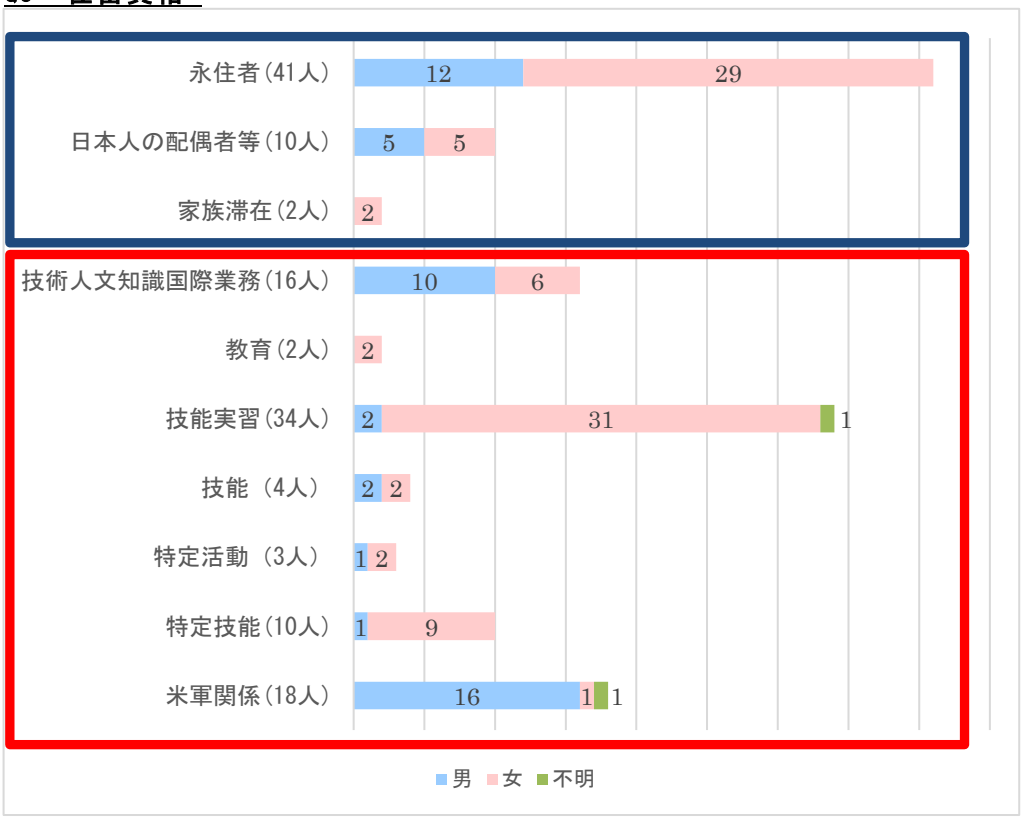

②　ほとんどの外国人市民が働いている

仕事については、94.9%が「している」と回答しています。職種については、「金属加工・製造」が一番多く、次いで、「宿泊・飲食」となり、どちらも活動資格者の多くが従事していることが分かります。

また、自動車の運転免許について、「持っている」方が多く、移動が自立していることがうかがえます。「持っていない」と回答した活動資格者を在留資格別にみると、技能実習、特定技能がほとんどです。

Q6-1　仕事の有無

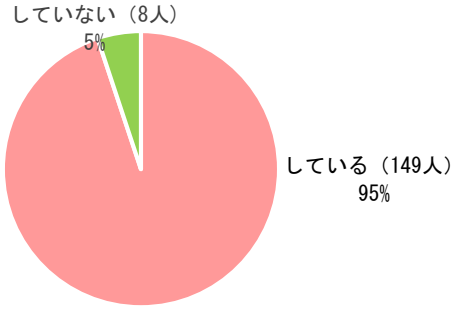

Q6-2　仕事の職種

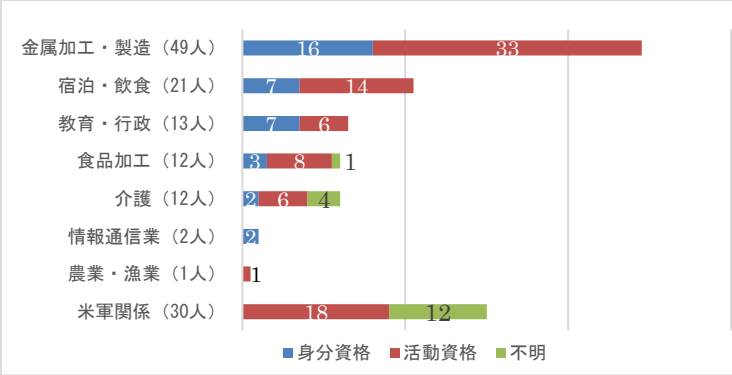

Q7　車の免許の有無

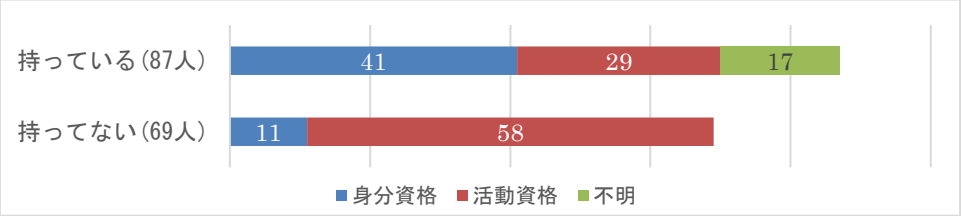

③　「住みやすいまち」と感じている人が多い

日本での居住年数については、「10 年未満」では 78 人と活動資格者が多く、「10 年以上」では 37 人と身分資格者が多くなっています。また、「5 年後も本市に住んでいるか」という質問では、「住む」と回答したうちの 77.3%が身分資格者となっています。

居住の状況について、活動資格者のほとんどが「仕事の仲間と住んでいる」又は「１人で住んでいる」と回答しています。身分資格者では「日本人の家族と住んでいる」が一番多くなっています。

京丹後市の住みやすさを５段階（１：悪い→５：良い）で評価を求めた結果、全体的に多いのは「３～５」の回答でした。市役所などの手続きや仕事の環境でも、「良い」という回答が多くなっています。

Q8　日本での居住年数

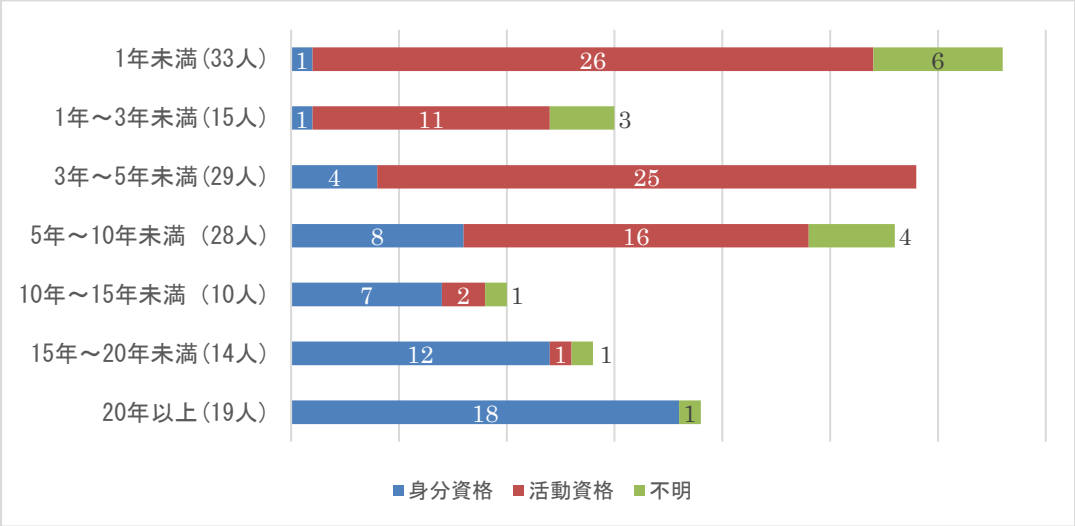

Q9-1 5年後も京丹後市に住みたいですか

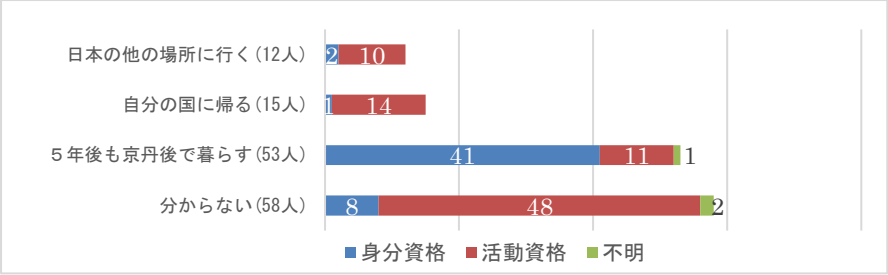

Q9-2 なぜですか？

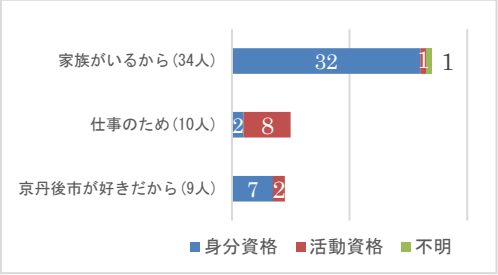

Q10 居住の状況

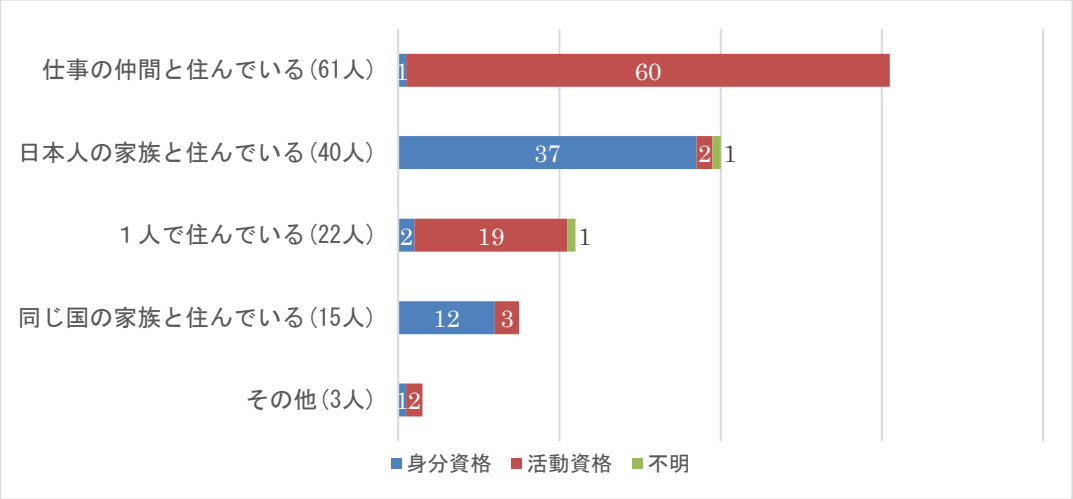

Q11 京丹後市の住みやすさ（悪い：1 → 良い：5）

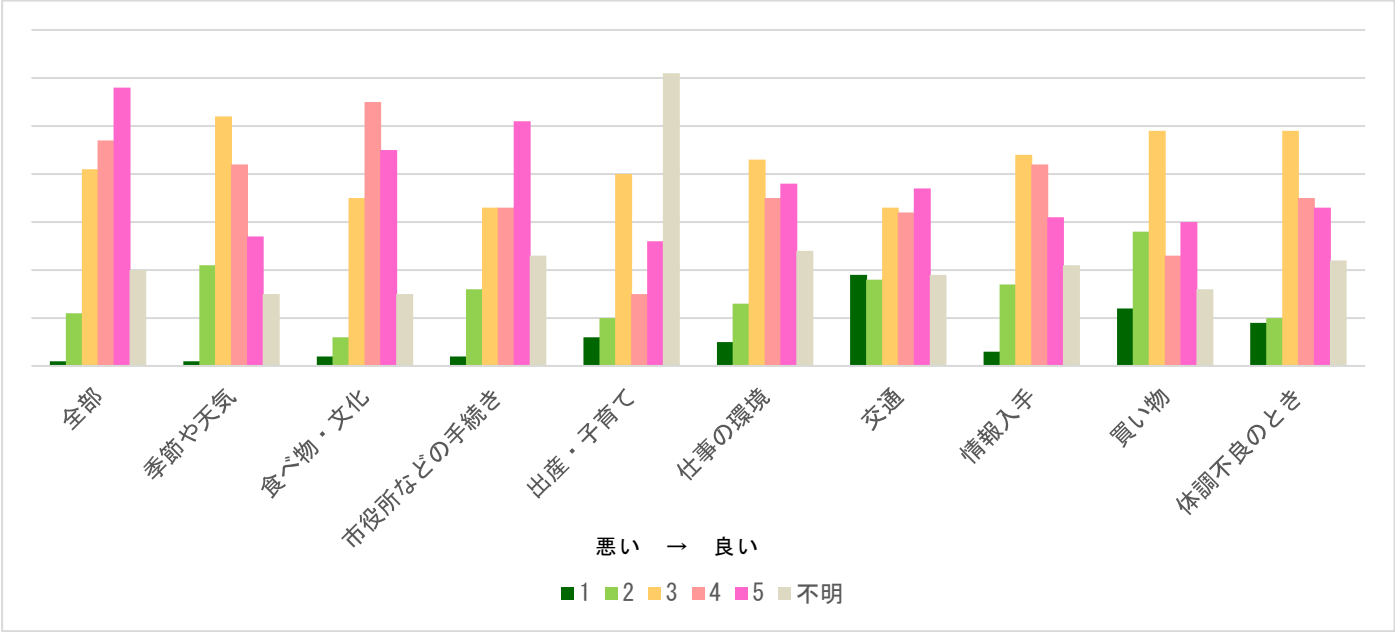

Q12 母国への送金

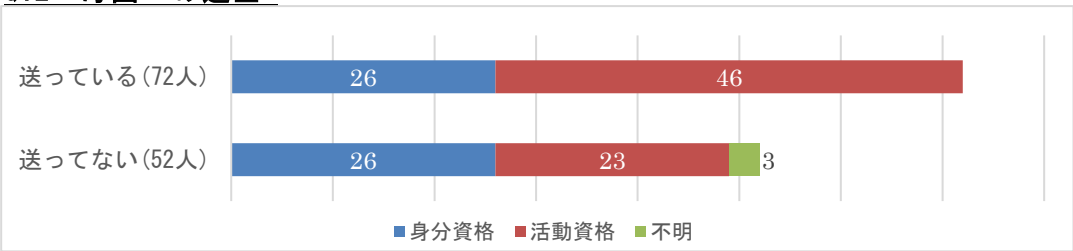

④　日本語でコミュニケーションを図れる人が多い

日本語のレベルについて、「自分の考えを話せる」「簡単な話ができる」が合わせて 100 人（69.4%）となっています。生活の中で日本語を使う頻度についても、「家族との会話」以外は日本語を「よく使う」が多いことから、日本語でコミュニケーションを図れる方が多い結果となりました。

また、日本語能力試験（JLPT）を受け自分のレベルを確認している人は 58 人で、そのうち、上級レベル（N1、N2）が 31 人（53.4%）と、日本語が堪能な外国人も多いことがうかがえます。

Q13　日本語のレベル

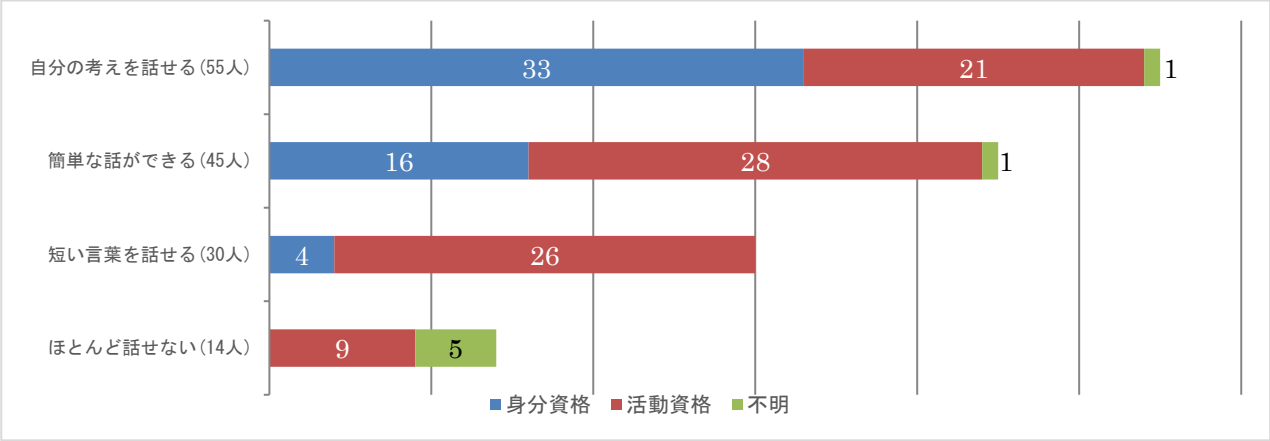

Q14-1　日本語能力試験（JLPT）の受験状況

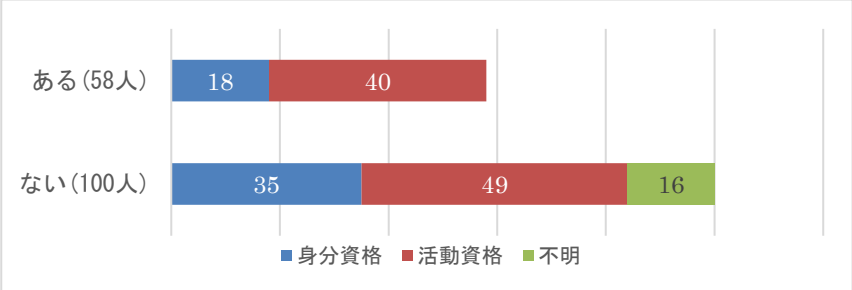

Q14-2　JLPT の合格レベル

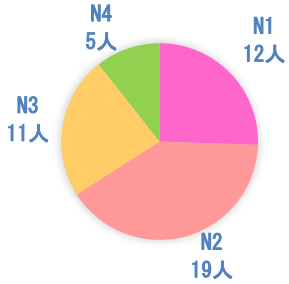

Q15　生活の中で日本語を使う頻度（使わない：1 → よく使う：5）

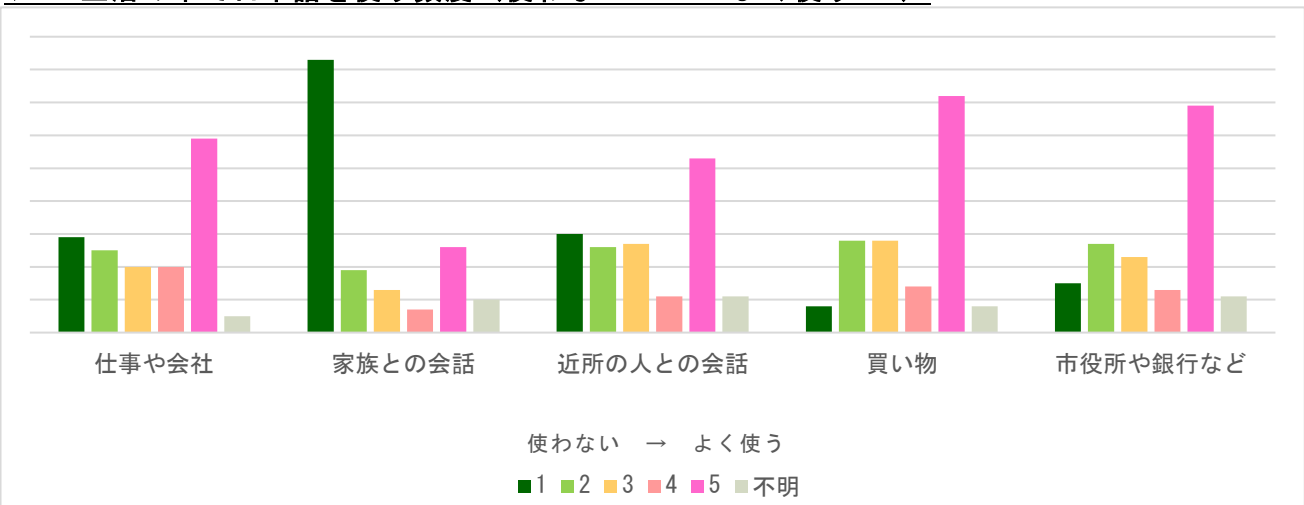

⑤　情報収集にインターネットや SNS を活用

「知りたい情報」として最も多かったのは、「税金・お金のこと」が多く、次いで「健康保険・医療福祉、介護」などお金に関する回答が多くありました。

「よく使うメディア」では、「Facebook（フェイスブック）」や「LINE（ライン）」、「Instagram（インスタグラム）」を活用している人が多く、情報入手先としても「インターネットや SNS」を活用している結果となりました。また、特に活動資格者は、「テレビをほとんど観ない」ということも分かりました。

Q16　知りたい情報（複数回答）

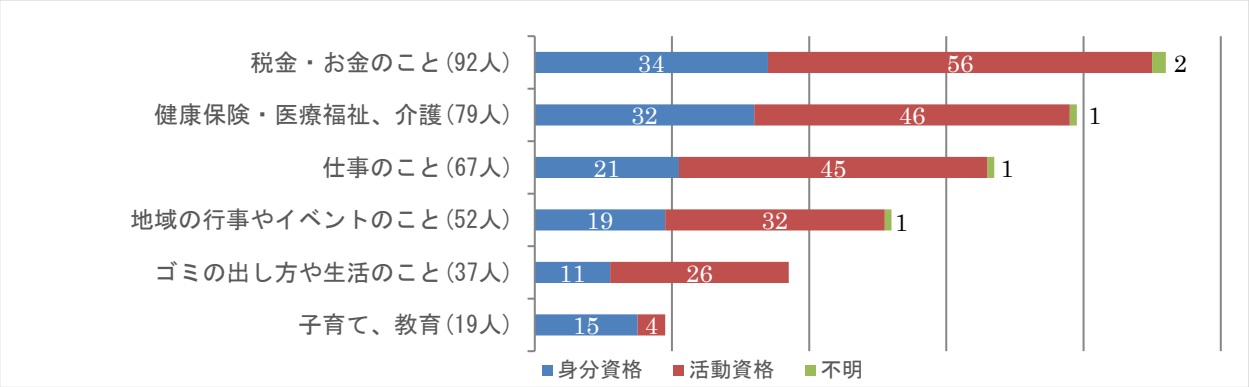

Q17　よく使うメディア（複数回答）

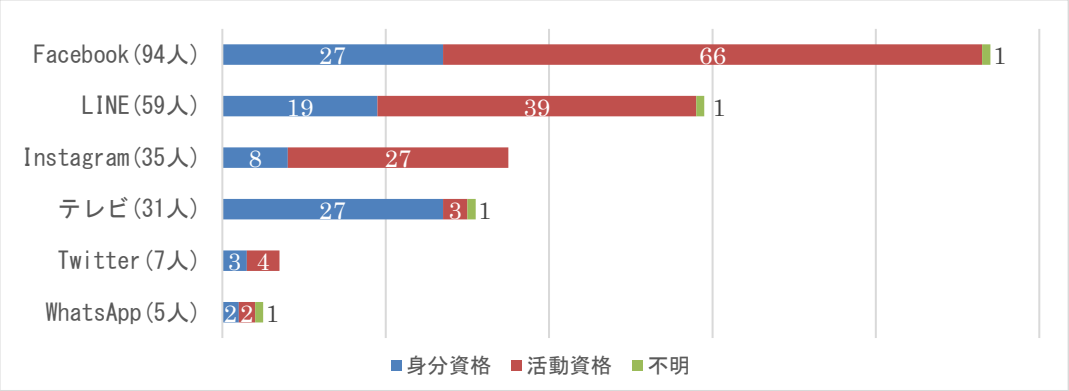

Q18　情報の入手先

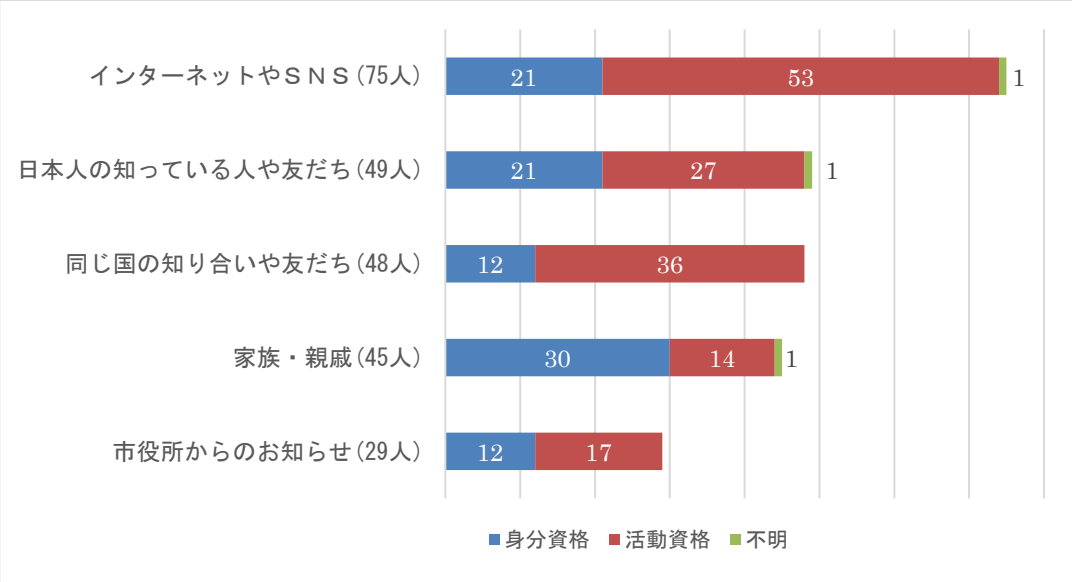

⑥　困りごとは「お金や言葉」、相談相手は「家族・親戚」

「どんな時に困ったと感じるか」については、「給料やお金について」という回答が一番多く、次いで「日本の文化や言葉がわからないとき」となりました。

「だれに相談するか」について、「家族・親戚」が一番多い回答でした。また、活動資格者では、「職場の人に相談する」という回答が多くありました。

「外国人として嫌な思いをしたことがあるか」については、「ある」と回答した人が「ない」と回答した人より多く、内容としては「日本人から差別的な態度を受けた」が 49 人と、一番多い結果となりました。

Q19　困ったと感じていること（複数回答）

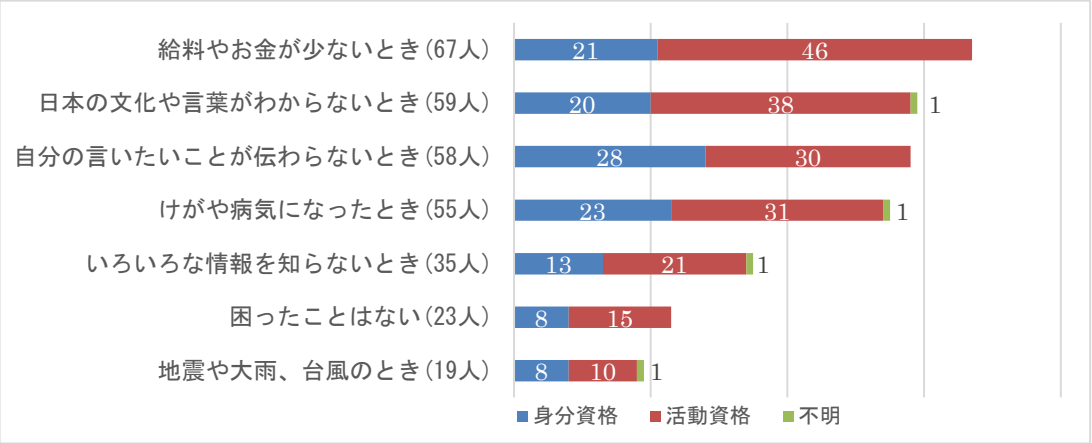

Q20　困ったときに相談する人（複数回答）

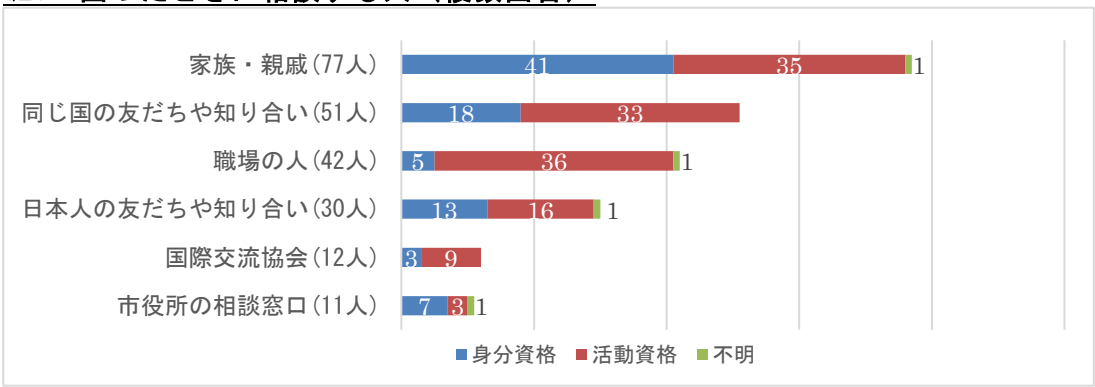

Q21　外国人として嫌な思いをしたことがあるか

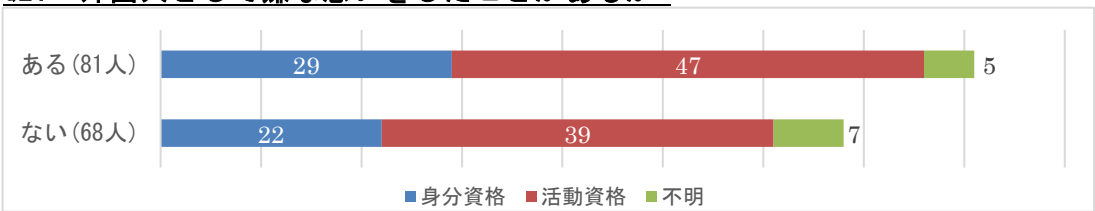

（どんなことですか）

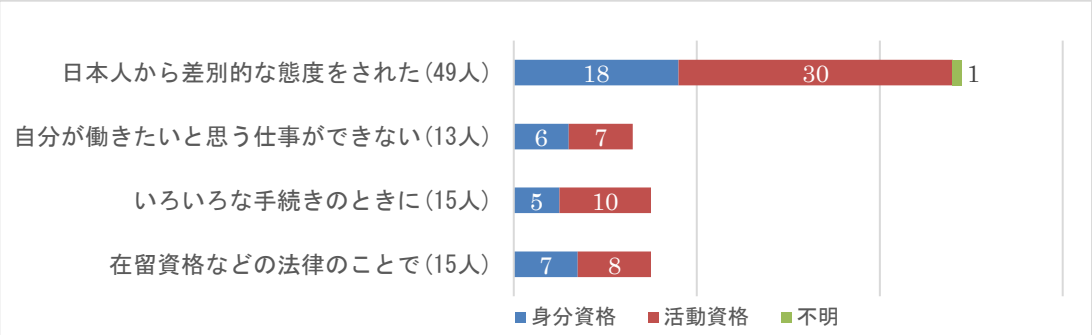

⑦　97%の人が日本人との交流を望んでいる

「日本人と交流したい」という人が 97.4%と、ほとんどの外国人市民が交流を望んでいることがわかりました。

交流したい内容については、「日本語や日本文化、習慣を勉強したい」が一番多い回答でした。

Q22　地域の日本人と交流がしたいですか

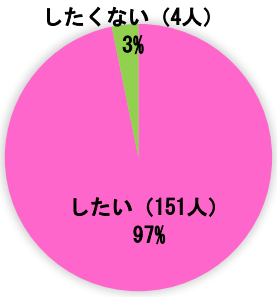

Q23　交流したい内容（複数回答）

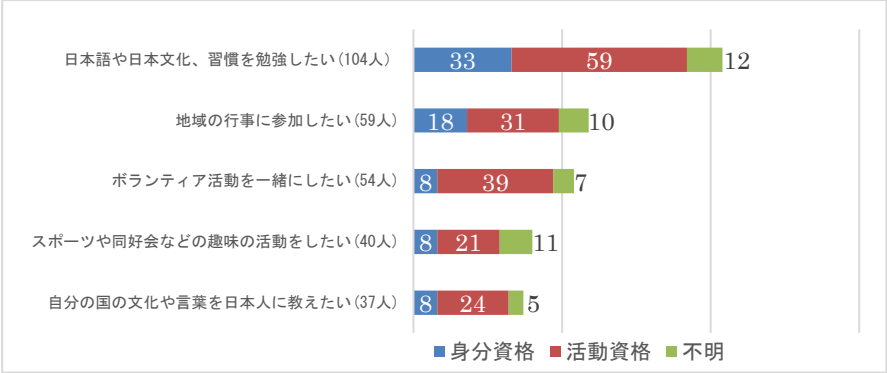

⑧　災害時の避難場所や国際交流協会の認知は半数以下

「健康診断を受けているか」という質問では、「会社の健康診断を受けている」「市の健康診断を受けている」と回答した人が多い結果となりました。

また、「災害時に避難する場所について知っていますか」という質問では、「知っている」と「知らない」が同数でしたが、活動資格者では、知らない人が多い結果となりました。

国際交流協会についての認知度は、「知らない」が多く、特に活動資格者の認知が低い結果となりました。

Q24　健康診断の受診状況

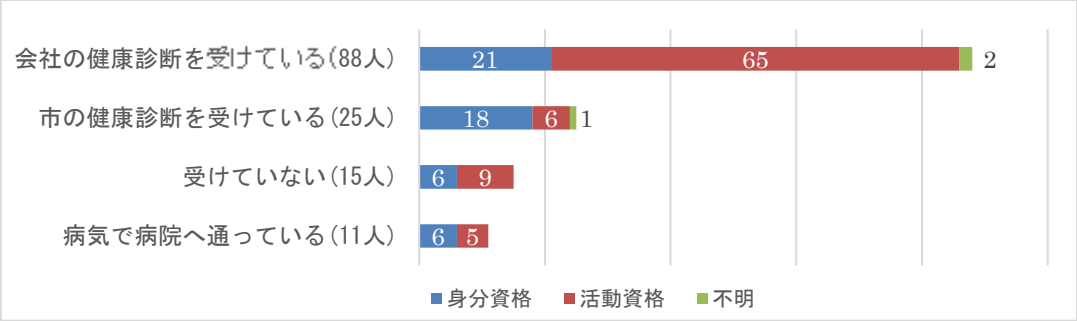

Q25　避難所の認知

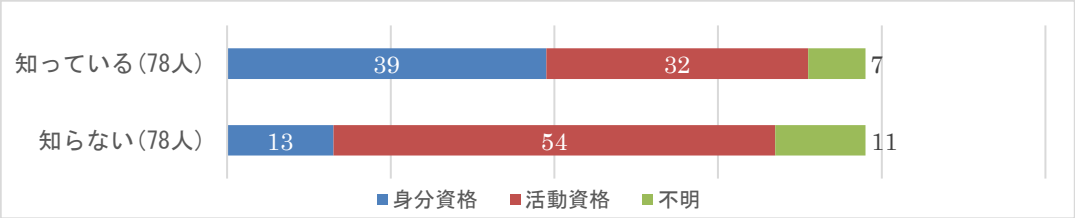

Q26　国際交流協会の認知

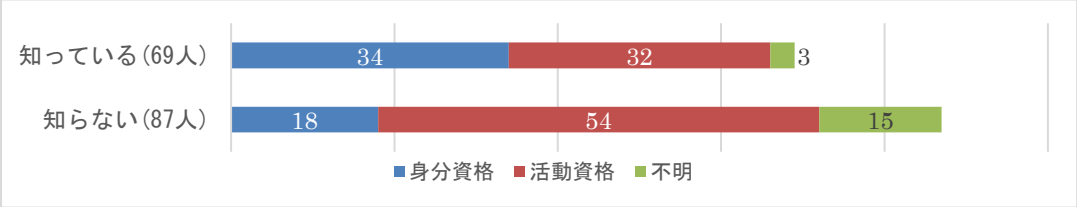

⑨　「外国人市民もまちづくりに参加しやすく」と希望

「京丹後市はこれからどのような取組に力を入れるべきか」については、「外国人がまちづくりに参加しやすくする」が多く、次いで「日本語や日本の文化を勉強できる機会を増やす」「市からのお知らせを多言語にする」といった回答も多くありました。

Q27　京丹後市に期待する取組（複数回答）

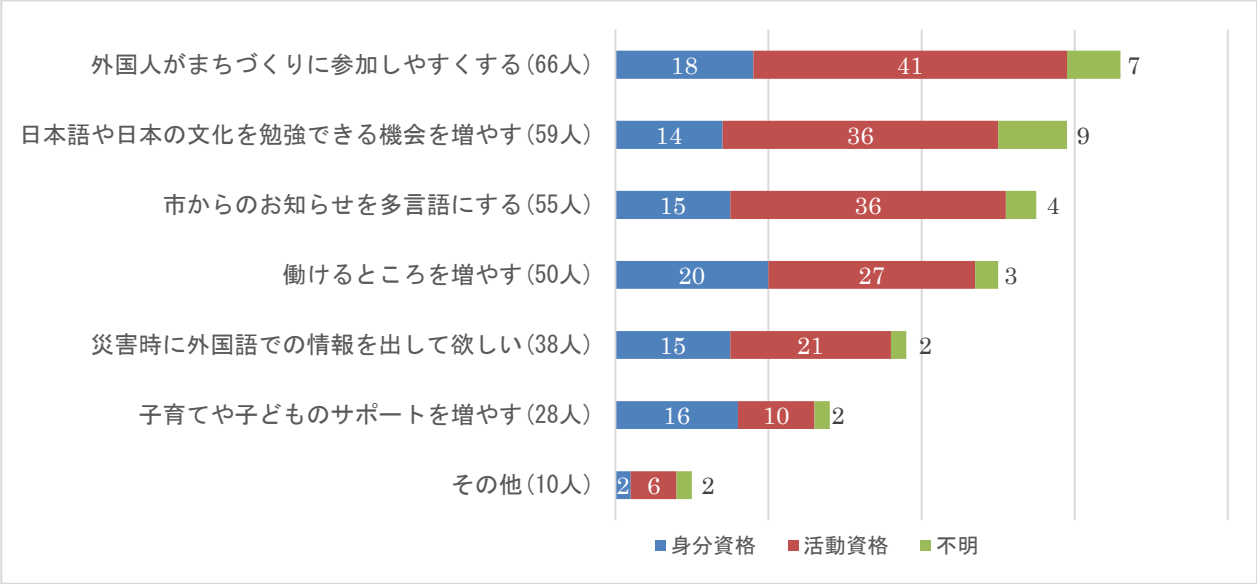

2　日本人市民アンケート

(1)　日本人市民アンケート調査の概要

◆ 調査対象：市民（3,200 人）
　　市内在住の 13 歳以上（令和 4 年 7 月 1 日時点）の市民
◆ 調査期間：令和 4 年 7 月 28 日～令和 4 年 9 月 2 日
◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収及び Web 回答
◆ 回答者数：1,262 人（39.4%）郵送：1,038 人　Web：224 人
◆ そ の 他：複数回答設問の集計は、当該設問に回答すべき人数を集計母数として各選択肢の回答比率を求めているため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。

(2)　日本人市民アンケート調査の結果

①　基本情報（回答者の半数が 60 歳以上）

今回は調査対象年齢を「13 歳以上から」に引き下げましたが、回答者の性別、年齢、住所については、前回とほぼ同じ結果となり、「60 歳以上」の回答者が全体の 51.4%でした。なお、Web 回答については、84%が「60 歳未満」となりました。

Q1-1 性別

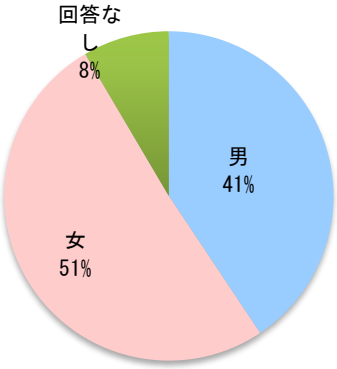

Q1-2 年代

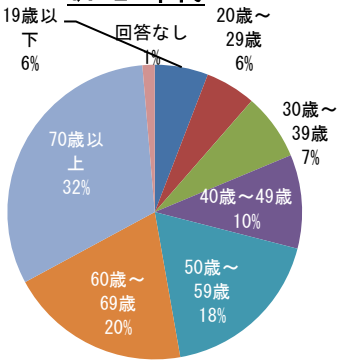

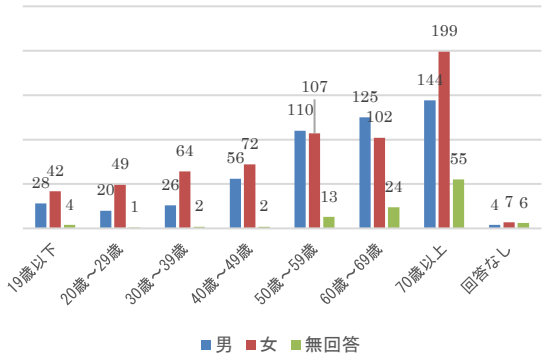

Q1-3 住所

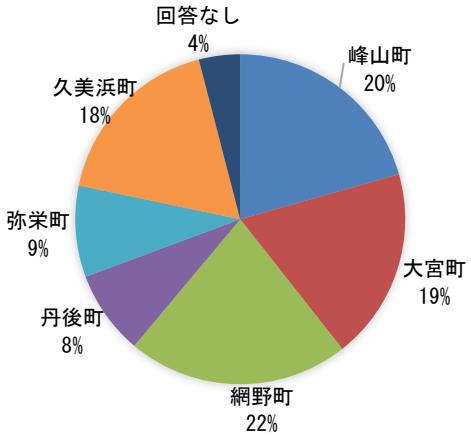

Q2　あなたは、日本語以外の言語で日常会話（コミュニケーションを図る）ができますか

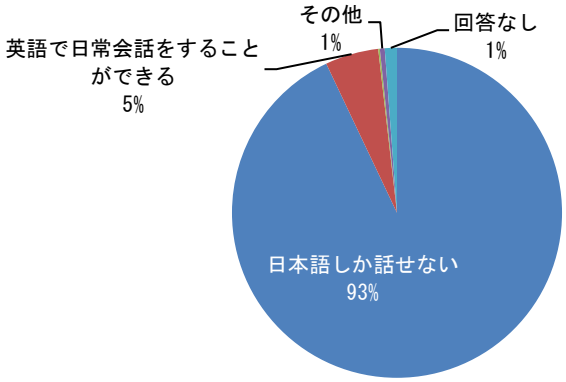

②　言葉のちがいが依然と壁に

外国人との関わりについては、51.2%の方が「ある」と回答されました。

年代別にみると、10 代から 60 代までの半数以上が「関わったことがある」と回答しており、年代が下がるごとにその割合が増えていることからも世代が若くなるにつれ、関わりが増加していることが分かります。

関わりがある場面についても、「職場や仕事の関係で」が一番多く、次いで「学校の関係で」となっています。今回初めて追加した「親族に外国人がいる」という項目では、43 人の回答がありました

「外国人との関わりで困ったり戸惑ったりしたこと」については、「ない」が多い回答でした。また、「外国人との関わりでの壁」については、75%が「ある」と回答しており、その内容としては「言葉のちがい」が一番多い結果となりました。

Q3-1　外国人と関わったことがありますか

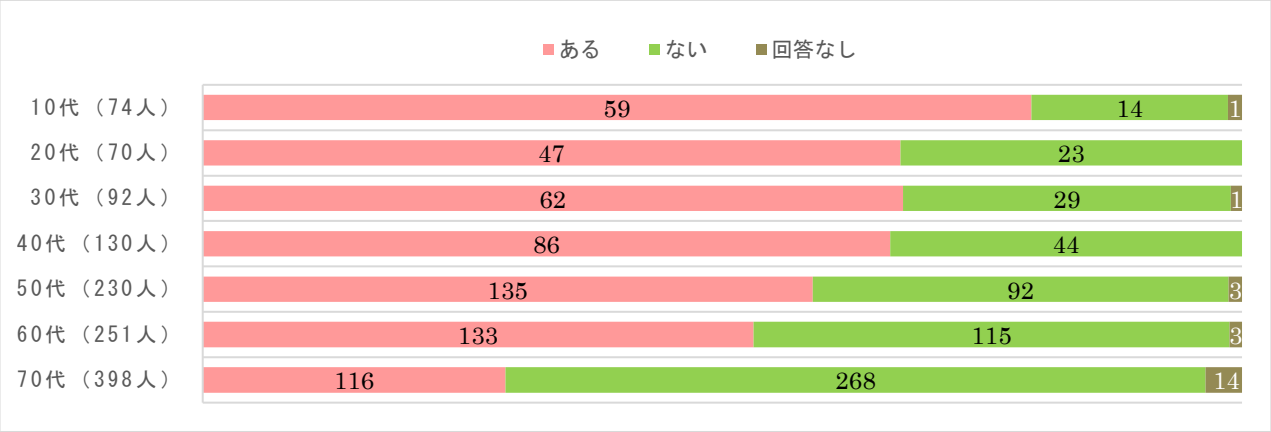

Q3-2　関わりのある場面

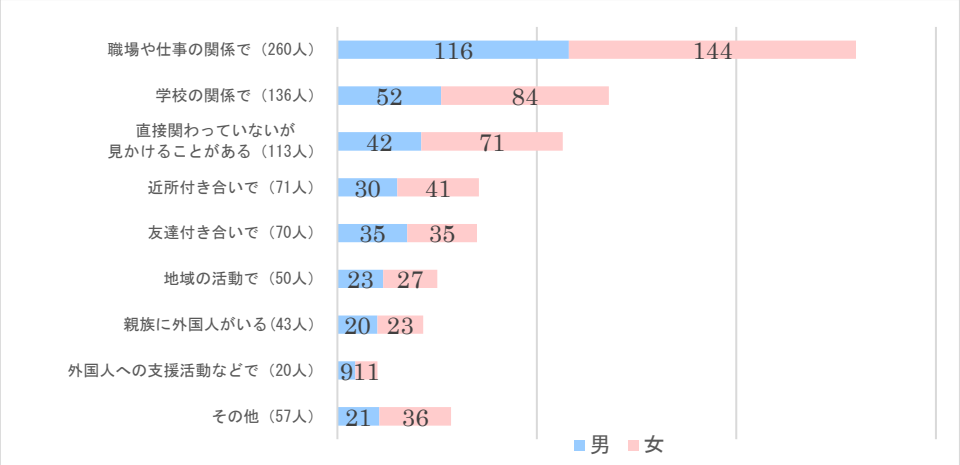

Q3-3　関わる際の言語

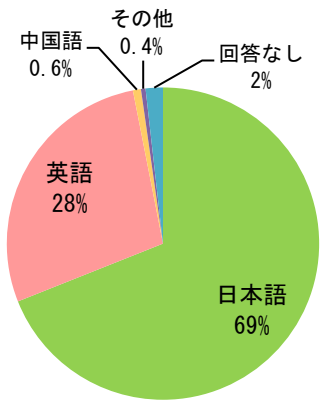

Q4 外国人の関わりで困ったり、戸惑ったりしたことはありますか

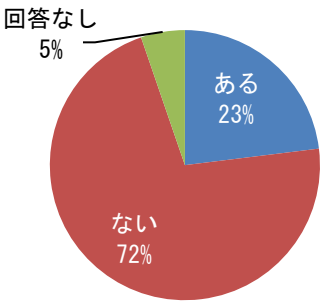

Q5-1 外国人と関わるにあたり壁があると思いますか

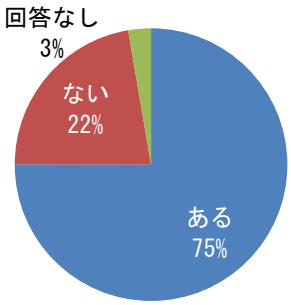

Q5-2 どんなことが壁だと感じますか

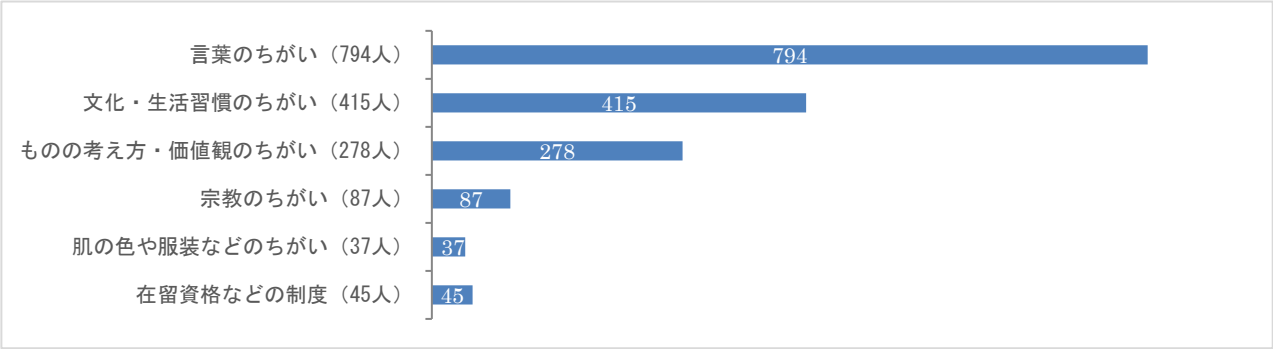

③　社会の多様性や労働力への影響に関心

外国人が増えることによる影響として、「社会に多様性が生まれる」「人口や労働力が増える」という回答が合わせて 1,315 人（50.8%）と多くありました。

外国人に関する６項目の質問については、「外国人の背景を理解する方がよい」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答が 80%となり、「行政は日本語や文化を学べるよう支援する方がよい」では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答が 86%という結果でした。

Q6　地域や職場などに外国人が増えることで、地域社会にどのような影響があると思いますか（複数回答）

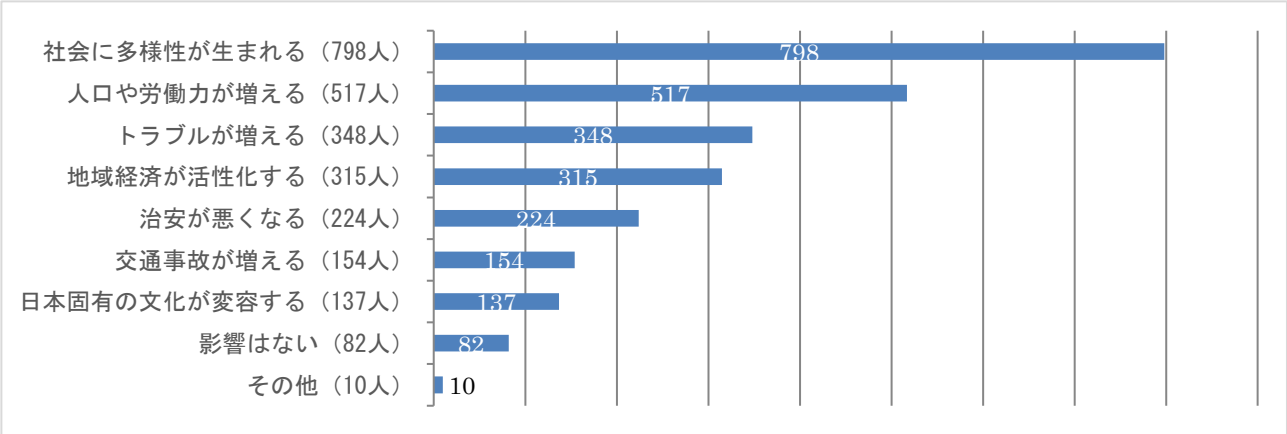

Q7　あなたは、日本に住む外国人に関する次の意見についてどう思いますか。

（１）日本人は、外国の言語や文化を学び外国人の背景を理解する方がよい

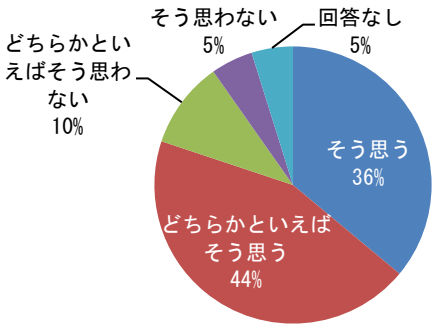

（２）日本社会は、外国人に日本の習慣やしきたりを押し付けない方がよい

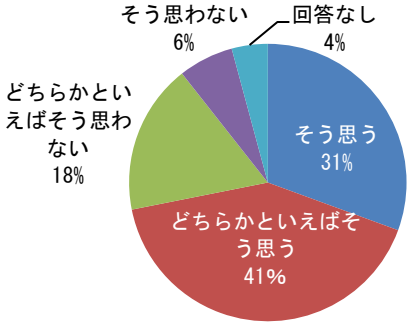

（３）行政は、外国人が日本の言語や文化を学べるよう支援する方がよい

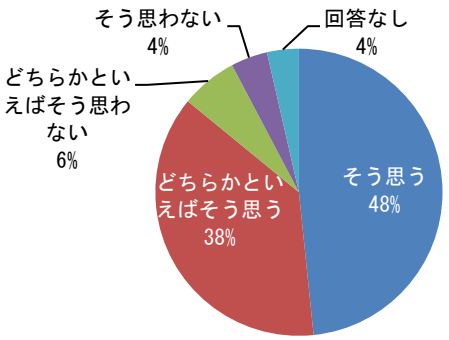

（４）外国人は、日本の言語や文化を身につけるために努力した方がよい

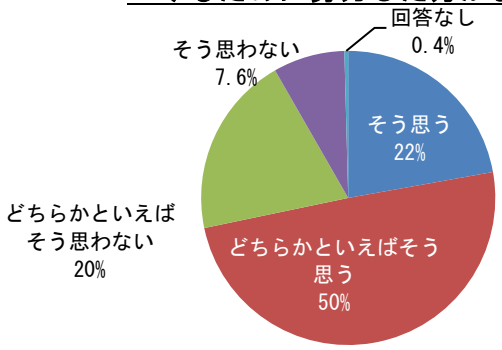

（５）外国人は、地域の活動に積極的に参加する方がよい

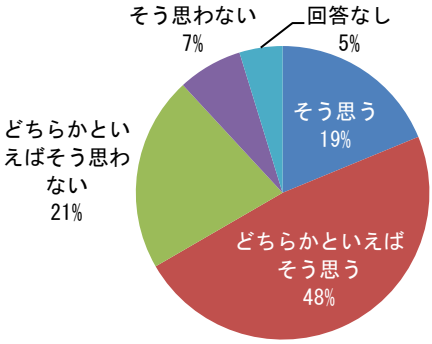

（６）外国人は、日本社会になじむよう日本の習慣やルールを学ぶ方がよい

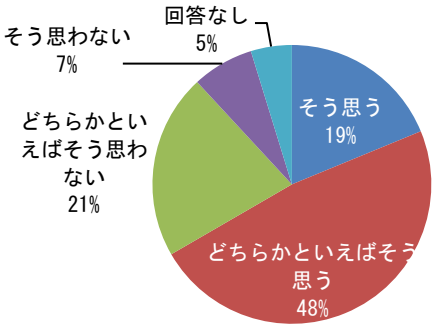

④　外国の文化風習を学びたい人が多い

外国人と交流したい内容については、「外国人から出身国の文化や風習を学びたい」「外国人に日本の文化や風習を紹介したい」と相互の文化交流を望む意見が多くありました。

世代別にみると、20 代から 50 代で一番多い回答が「語学を学んだり子どもに学ばせたい」となりました。

Q8　今後、地域の外国人とどのような交流をしたいと思いますか（複数回答）

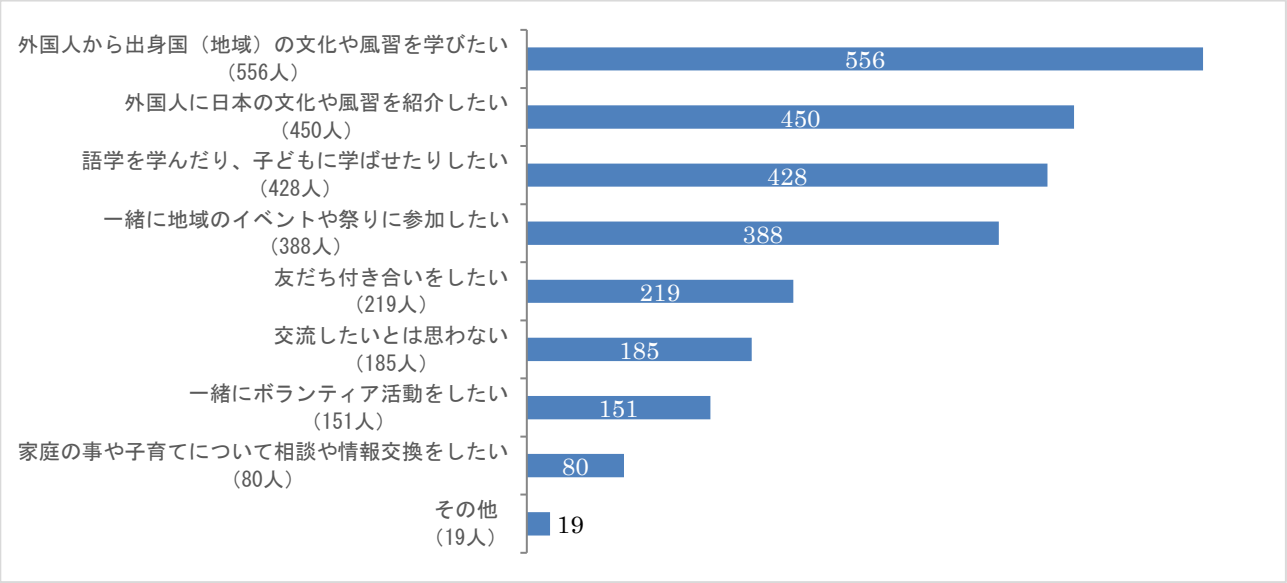

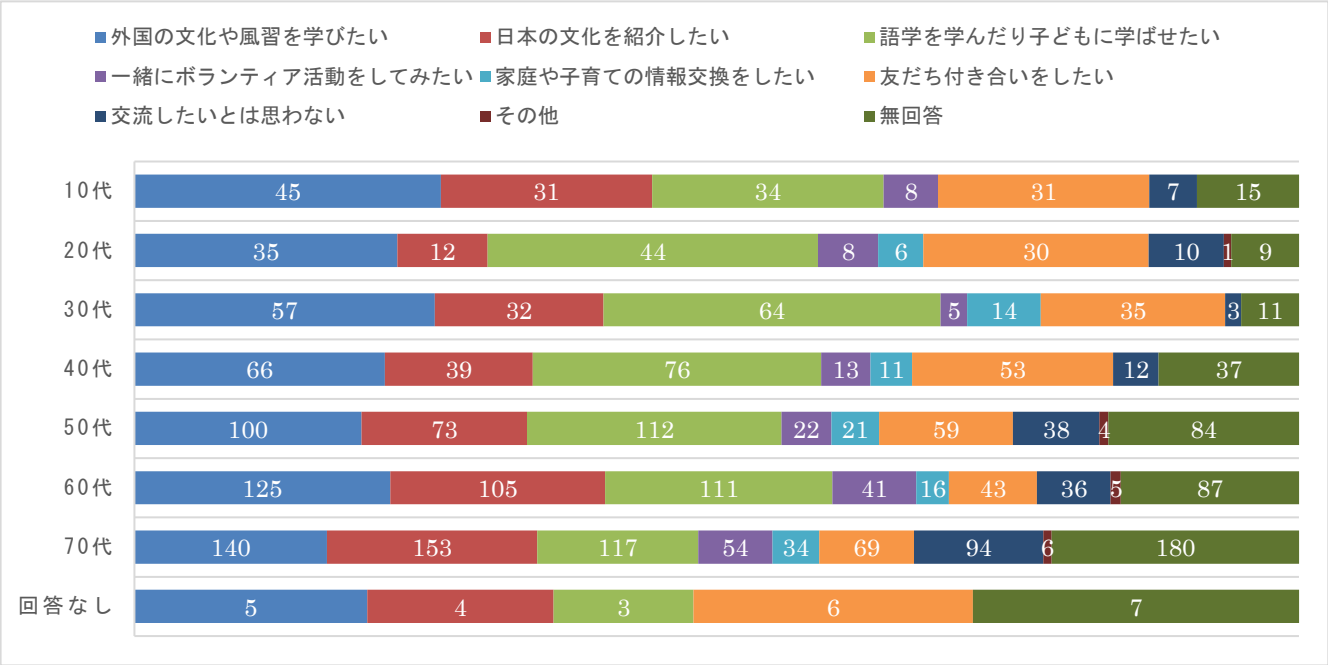

⑤　少しずつ理解が広がる「多文化共生」

「多文化共生」について「聞いたことがなかった」は、前回調査では、49%でしたが、今回は 45%と減少し、「意味もなんとなく分かっていた」「意味も正確に知っていた」が 31%（395 人）で、前回の 22%（263 人）よりも増加しました。

年代別では、「13 歳～29 歳」は他の年代より多文化共生について理解がある結果となり、若い世代に浸透していることが分かります。

Q9　「多文化共生」について、聞いたことがありましたか

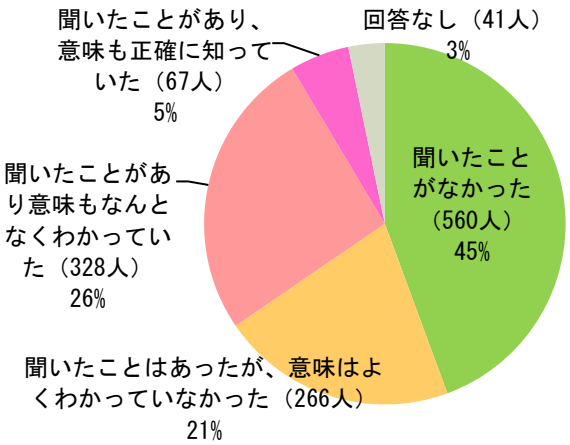

≪参考≫平成 29 年のグラフ

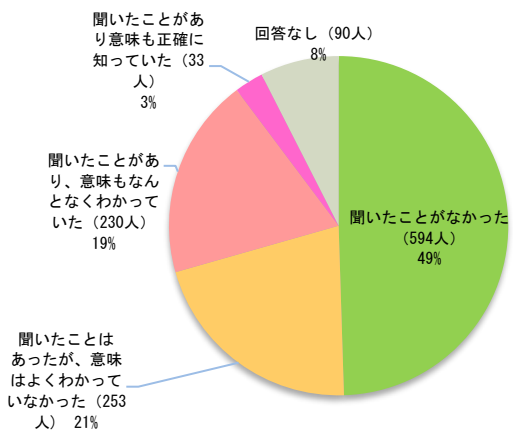

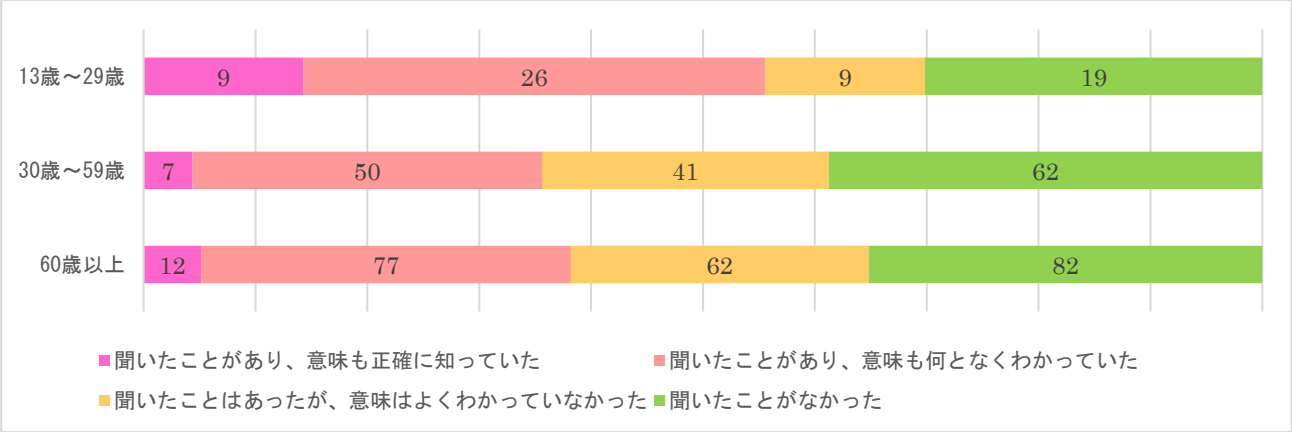

⑥　「地域活動に参加しやすい環境を整える」声が増加

本市が「今後、どのような取組に力を入れたらよいか」という質問に対して、「外国人が相談しやすい環境を整える」が前回調査と同様に一番多い回答となりました。また、「外国人が働く場を増やしたり、働きやすくしたりする」という回答が前回調査より増加しています。

また、外国人と相互理解を深めるための機会については、「地域での交流や活動の機会」が一番多い回答となりました。

なお、国際交流協会の認知度は、前回調査の「23%」から「24%」と微増しました（第１次プラン策定時「18%」）。

Q10　今後、どのような取組に力をいれたらよいと思いますか（複数回答）

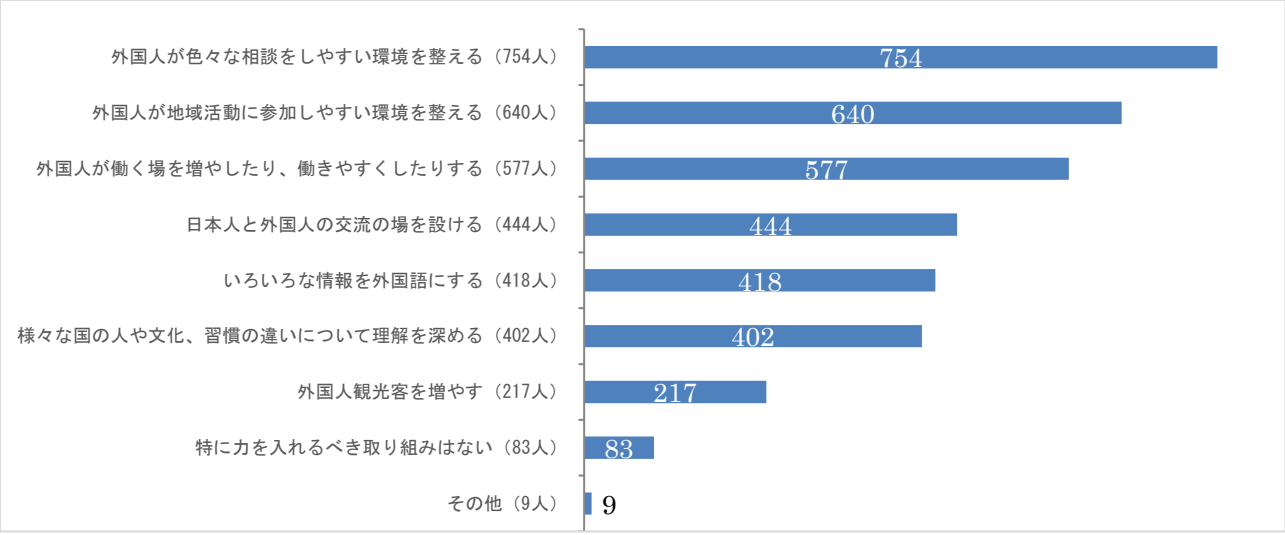

Q11　外国人市民と相互理解を深めるためにどのような機会があればいいと思いますか

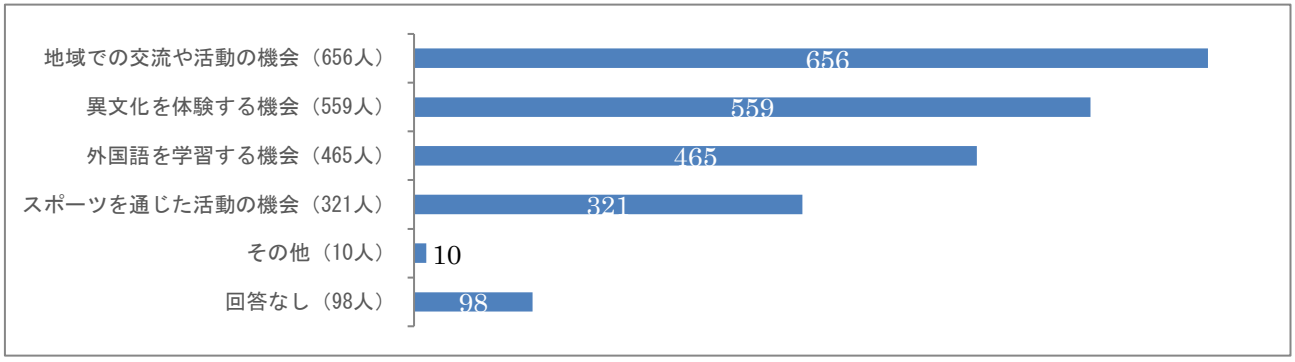

Q12　あなたは「京丹後市国際交流協会」を知っていますか

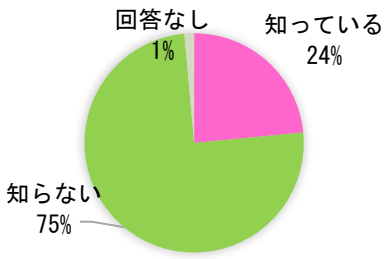

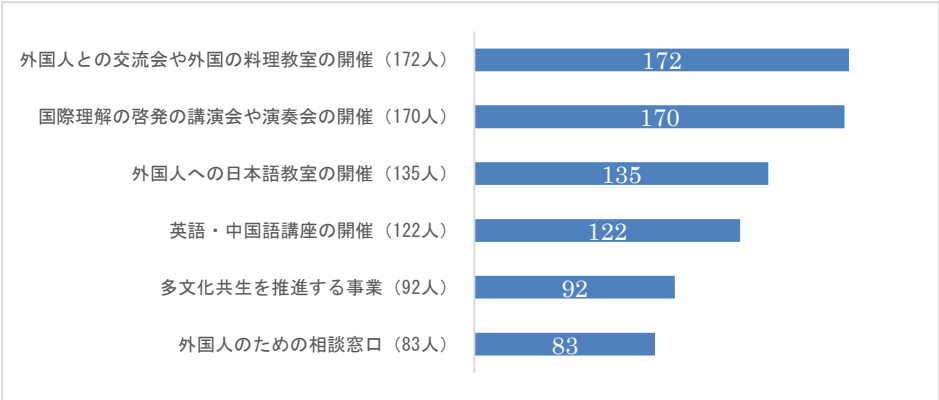

Ⅳ　外国人雇用に関する事業所調査

雇用に関する事業所の現状と今後の雇用意向を把握することにより、在留資格をはじめとした外国人市民の今後の増減予測等につなげるため、京丹後市地域雇用促進協議会加盟の市内事業者（113 事業所）を対象に「事業所アンケート調査」を実施しました。調査の概要と結果は、以下のとおりです。

(1)　事業所アンケート調査の概要

◆ 調査対象：京丹後市地域雇用促進協議会加盟の市内事業者（113 事業所）
◆ 調査期間：令和 4 年 7 月 29 日から令和 4 年 9 月 2 日
◆ 調査方法：メールアンケート又は WEB アンケート
◆ 回答者数：27 事業所（23.8%）
◆ そ の 他：事業所の調査結果については雇用経験のある事業所のサンプルが少なく分析の際に留意が必要であるため、回答内容の分析と傾向のみを掲載した。（32ページから33ページ）

(2)　事業所アンケート調査の結果

①　基本情報（回答事業所の６割超が「製造業（食料品以外）」の業種）

事業所アンケート調査の回答事業所は、「製造業（食料品以外）」が 63%（17 社）、「医療・福祉」が 11%（３社）、「建設業」が 8%（２社）、「卸・小売業」、「その他」がそれぞれ７%（２社）、「食料品製造業」が４%（１社）と、「製造業（食料品以外）」が６割を占めています。

（1）　業種

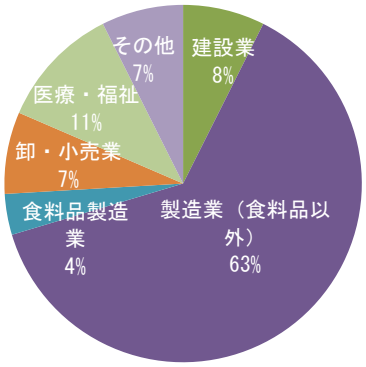

（2）　従業員数

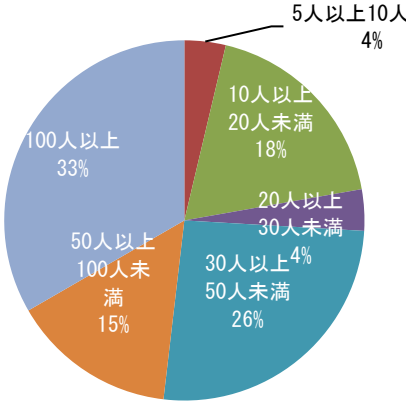

（3）　所在地

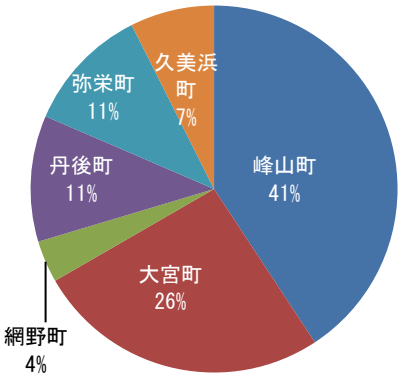

Q1　あなたの事業所では、これまでに外国人が就労したことがありますか。

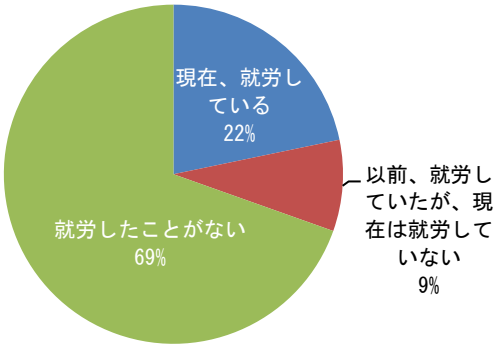

外国人雇用に関する事業所調査における回答内容の分析と傾向

外国人の雇用について

外国人労働者の９割がアジア圏から

「現在も就業している」は「製造業」、「食品製造業」、「卸・小売業」に集中し、「建設業」、「医療・福祉」の業種では過去も含めて就業歴がありませんでした。

「現在、雇用している」と回答した事業所のうち、雇用している外国人の国籍は、最多は「ベトナム」で全体の約半数、次いで「フィリピン」、「中国」と、アジア圏が全体の９割以上を占めています。

雇用の状況について

「勤務日数が週５日以上」が８割超

外国人労働者の勤務日数は「週５日以上」が最も多く８割超を占め、次いで「週３日未満」でした。勤務時間については「８時間以上」が最も多く（57%）、次いで「４時間以上８時間未満」（43%）との回答でした。

賃金に関する質問で最も多い回答は、「月額」では「20 万円以上」、「日給」では「7,200 円以上１万円未満」、「時給」では「900 円以上 1,000 円未満」でした。

福利厚生について

「地域住民との交流」、「日本語学習」の実施状況は低い

事業所が実施している福利厚生の内容の最多は「定期健康診断の受診」、次いで「住居の提供」、「通勤・交通手当」、「社内行事への参加」、「保険・医療制度およびその手続き支援」と続き、就業環境に直結する内容が７割超となっています。大きな偏りなく幅広く実施されているものの、「地域住民との交流の場」（３%）、「日本語学習の実施」（５%）、「食事の提供・食費補助」（５%）等、就業環境に直結しない内容のものは比較的低い数字となっています。

採用と配置について

採用理由の最多が「日本人が採用できないため」

雇用理由の最多は、「日本人が採用できないから（又は「人手が足りないため」）」、次いで「能力・人物本位で採用した結果」と、人手不足により外国人労働者を雇用している事業所が半数に達しています。

配置を決める際の決め手としては、「日本語能力」が約半数、次いで「これまでの職務経験」、「学歴」と、日本での就労には日本語能力又は職務経験が必要と考えている事業所が約９割に達しています。「危険な作業を伴う場合、意思疎通が図れないことは危険」という声もありました。

能力評価と処遇について	**能力評価は「上長が個別に評価」が６割** 雇用外国人の能力評価と処遇について、「職場で上長が個別に評価」が６割と最も多く、次いで「能力（資格や学歴など）で評価」、「業績や成績で評価」となっています。
日本での生活について	**相談の３割が「生活習慣（ゴミ出しなど）」の困りごと** 「困りごとの相談を受けたことがある」と答えた事業所は約７割。「ある」と答えた事業所のうち、相談内容の最多（３割）は「生活習慣（ゴミ出しなど）」、次いで「住居」、「行政手続き」でした。その他、「日本語の伝わり方の違いによって生じた問題等の相談対応に苦慮した」との声がありました。
採用満足度と今後の採用意欲について	**雇用しているすべての事業所が「ほぼ満足」「満足」** 回答した事業所すべてが、外国人を雇ったことについて「満足している」、「ほぼ満足している」と回答しています。今後の外国人雇用についても、回答した事業所すべてが「現状維持」又は「増員したい」と回答しています。その他、「職場が明るくなった」「指示した事は忠実にしてくれる」「真面目」といった意見もありました。
現在外国人労働者を雇用していない事業所の意識について	**雇用しない理由の４割が「社内受入体制の不十分さ」** 人手不足の実感が「ある」と回答した事業所が８割、「ない」が２割でした。その中でも、「人手不足を感じているものの、外国人労働者の雇用を考えていない事業所」は８割超に達しています。雇う予定がない理由として、約４割の事業所が「社内の受入体制が整っていない」と回答。次いで「短期間で帰国してしまう」、「文化・習慣の違いによるトラブルが心配」でした。他にも、「相談窓口がどこか分からない」、「受入体制整備などハードルが高い」、「定着いただけるのか不安」等の声がありました。
行政等への意見や今後の対応について	**「外国人雇用の受入れ支援等」を望む事業所が７割超** 「支援が必要であると思う」が７割超、「思わない」が２割でした。求める支援内容については、「受け入れ手続き等の講習会」、「採用実績のある企業からの声を聞く機会」、「日本語教育や文化教育などの場」、「居住場所の確保」、「地域の理解」のほか、「行政の支えが必要」等の回答がありました。

Ⅴ　課題と今後の展望

１市の現状と住民意識から見える課題

（１）幅広い世代での「多文化共生」の交流を

若い世代は外国人との関わりが多く、多文化共生の考えも浸透してきている一方で、「外国人と関わりが少ない」と回答した割合が多い 60 歳代以上への意識啓発が課題となっています。

また、前回の日本人アンケートよりも「外国人と交流したい」という回答が増加し、外国人アンケートでも「日本人との交流を望む」という意見が多いことから、幅広い世代との交流の機会が必要となっています。

（２）地域とのつながりを深め災害時の備えを

近年では、短期・中期滞在の外国人市民やインバウンドによる外国人観光客も増加しており、地域との関わりが少なく、日本特有の災害についての知識や避難場所を知らない状態で地域に滞在している外国人が多くいます。また、比較的若い世代が多いことから、外国人住民を「要配慮者」ではなく「共助の担い手」として捉える視点も必要です。

今後は、いつ起こるかわからない災害に対し、日ごろから地域や関係機関などと連携した地域ぐるみでの備えが必要となっています。

（３）翻訳アプリの活用等で働きやすく暮らしやすい地域に

本市の人口が減少する中、企業・事業者では「人手不足を感じている」という意見がありました。外国人の雇用については、「京都労働局における「外国人雇用状況」の届出状況（令和 4 年 10 月末現在）」によると、峰山公共職業安定所管内で、85 の事業所が外国人を雇用しています。一方で、外国人を雇用するにあたり、「社内での受入れ体制の不十分さ」や「受入れに際しての不安」の声も多くありました。

今後は、外国人市民も働きやすくなるための企業へのサポートだけでなく、誰もが活躍でき暮らしやすくするために、文化や言葉のちがいを乗り越えることが必要となっています。

近年では、有効な翻訳アプリも多くありその精度も高くなっている一方で、そういった便利なツールについての知識が広まっておらず十分に活用されていない状況もみられます。外国語の通訳翻訳人材の育成と合わせ、外国語を話せなくても、翻訳アプリ等を活用して外国人とコミュニケーションをとることができる日本人市民を増やしていくことが必要となっています。

２　多文化共生推進に向けた今後の展望

（１）SNS 等の活用で京丹後の魅力を世界へ ～知ってもらう～

SNS が世界的に情報を得るツールとして使われ、今では世界のどこにいても、SNS で繋がることができる時代になりました。国籍や在留資格に関わらず、外国人市民が本市で過ごしている様子を、それぞれの言語で Tik Tok や Instagram に多くアップロードされ、世界中に発信されています。（＃Kyotango ）

また、京丹後市を訪れようとする外国人や今後京丹後市で暮らそうとしている外国人も SNS から情報を得ています。

近年では、京丹後市へ移住したり、移住を希望したりしている外国人も徐々に増えています。そのため、本市では、様々な移住施策を実施しており、仕事や住居だけでなく、地域とのつながり方についてもサポートしています。

日本で暮らす外国人を在留資格別でみると、「永住者」が一番多く、また、今後「永住者」に変更しやすい「技術・人文知識・国際業務」資格者なども増加しており、日本で暮らす外国人が多様な働き方や暮らし方をするケースが増えてくることが見込まれます。

今や日本全国では、「移住者の取り合い」といった状況になりつつありますが、外国人市民や外国人観光客などの情報発信力を活用し、本市について知っている外国人の増加が期待できます。

（２）多様な滞在方法で交流・関係人口の増加を ～来てもらう～

本市は豊富な観光資源に恵まれています。また、旅館やホテル、民宿など約 180 の多様な宿泊施設が存在しています。年々増加傾向にあった外国人観光客数は、コロナ禍により一旦は減少しましたが、インバウンド観光の再開により、今後は増加が見込まれます。

また、コロナ禍やデジタル社会の到来を契機に、働き方なども大きく変わり、居住地と職場が「＝（イコール）」ではなくなりつつあります。

こういった状況の中で、本市での中長期の滞在を希望する人も増えつつあり、滞在方法の選択肢を多様化させていくことなどにより、交流・関係人口の増加が期待できます。

（３）人のつながりを広げ、“地域愛”を育む ～住んでもらう～

人とのつながりが生まれづらい社会状況の中、つながりは安心、発想、活力の源です。様々な国籍や価値観を持った市民が、日ごろからあいさつなどを通じて、お互いの顔が見える関係を築けるような「出会う機会」を増やしていくことが大切です。共に認め合い、助け合い、活かしあいながら地域で暮らしていくことで、「京丹後市に住んで良かった」「これからも暮らしていきたい」という“地域愛”が育まれていくことが期待できます。

第３章　基本計画

Ⅰ　プランの基本理念

京丹後市が多文化共生のまちづくりに向けて目指すべき理想の姿を「基本理念」として、次のように定めます。

基　本　理　念

国籍、民族、文化などのちがいを認め合い、
ともに豊かに暮らせるまちへ

Ⅱ　プランの目標

- Ⅰ 安心して生活ができるまち
- Ⅱ 言葉の壁を乗り越えるまち
- Ⅲ フレンドシップを育むまち
- Ⅳ 国際色豊かでにぎわうまち

Ⅲ　プランの期間

第３次京丹後市多文化共生推進プランの期間は、令和５年度（2023 年度）を初年度とし、令和９年度（2027 年度）までの５年間とします。

毎年、プランの進捗評価や目標達成度の確認を行い、社会情勢や市民意識の変化等を加味しながら必要に応じて見直しを行います。

年度	令和４年度（2022年度）	５年度（2023年度）	６年度（2024年度）	７年度（2025年度）	８年度（2026年度）	９年度（2027年度）
第３次京丹後市多文化共生推進プラン	策定	実施・評価・改善				

Ⅳ　プランの体系

基本目標	基本方針	施策
Ⅰ 安心して生活ができるまち	1　子育て・教育体制の充実	1－①　安心して子育てができる環境整備
		1－②　子どもが安心して教育が受けられる環境整備
	2　就労環境の整備、新たな担い手の育成	2－①　就労支援の充実
		2－②　外国人の能力を活かした地域産業の活性化
	3　健康で安心して暮らせる環境づくり	3－①　安心して受診できる環境の整備
		3－②　保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進
	4　災害に対する備えと安心安全な生活環境の整備	4－①　災害時における情報伝達手段・支援体制の整備
		4－②　防災意識の啓発
		4－③　防犯・交通安全の啓発
Ⅱ 言葉の壁を乗り越えるまち	5　日本語教育の充実	5－①　日本語教育の充実
		5－②　日本語ボランティアの養成と連携強化
	6　多言語での情報提供・相談体制の充実	6－①　多言語での情報提供の充実
		6－②　多言語での相談体制の充実
	7　外国語の学習機会の充実	7－①　外国語や多文化についての学習機会の充実
Ⅲ フレンドシップを育むまち	8　地域社会に対する意識啓発	8－①　多文化共生についての意識啓発
		8－②　多文化共生に関わる人材育成
	9　外国人市民の自立と社会参画	9－①　外国人市民の社会参画の推進
		9－②　外国人市民が社会参画できる環境の整備
Ⅳ 国際色豊かでにぎわうまち	10　京丹後市の魅力発信	10－①　観光情報の発信や京丹後市の魅力 PR
		10－②　外国人来訪者の受入体制の整備
	11　交流人口の増加	11－①　交流機会の提供
		11－②　移住希望者への情報提供
	12　他地域・他団体との連携・協力	12－①　他地域・他団体との各分野での連携協力
		12－②　国際交流協会の機能充実

Ⅴ　指標目標

基本理念を実現するために、４つの基本目標ごとの指標と５年後の目標値を設定します。

基本目標Ⅰ　安心して生活ができるまち

必要な情報やサービスを適切に提供し、外国人市民が安心して日常生活を過ごすための指標

指標 ※市民アンケートにおける割合	参考値 平成 26 年度 （2014 年度）	参考値 平成 29 年度 （2017 年度）	現状値 令和 4 年度 （2022 年度）	目標値 令和 9 年度 （2027 年度）
災害時に自分が避難する場所を知っている外国人市民の割合	20%	-%	50%	70%
「京丹後市が住みやすい」と感じている外国人市民の割合	-%	-%	46%	60%

基本目標Ⅱ　言葉の壁を乗り越えるまち

言語や文化を学ぶ機会を提供し、お互いが積極的にコミュニケーションを図るための指標

指標 ※市民アンケートにおける割合	参考値 平成 26 年度 （2014 年度）	参考値 平成 29 年度 （2017 年度）	現状値 令和 4 年度 （2022 年度）	目標値 令和 9 年度 （2027 年度）
「日本語で自分の考えを話せる・簡単な話ができる」外国人市民の割合	93%	75%	69%	75%
「日本語以外でコミュニケーションを図れる」日本人市民の割合	4%	5%	6%	7%

基本目標Ⅲ　フレンドシップを育むまち

お互いの文化を理解し、人権が尊重され文化的で豊かな生活を送るための指標

指標 ※市民アンケートにおける割合	参考値 平成 26 年度 （2014 年度）	参考値 平成 29 年度 （2017 年度）	現状値 令和 4 年度 （2022 年度）	目標値 令和 9 年度 （2027 年度）
「多文化共生」について聞いたことがあり、意味も分かっている日本人市民の割合	19%	22%	31%	50%
外国人として嫌な思いをしたことがない外国人市民の割合	34%	50%	46%	55%

基本目標Ⅳ　国際色豊かでにぎわうまち

外国人が京丹後市を訪れ日本人市民と交流することで、交流人口を増加させるための指標

指標 ※市民アンケートにおける割合	参考値 平成 26 年度 （2014 年度）	参考値 平成 29 年度 （2017 年度）	現状値 令和 4 年度 （2022 年度）	目標値 令和 9 年度 （2027 年度）
外国人との関わりがある日本人市民の割合	16%	54%	51%	60%

第４章　基本方針と施策・推進体制

Ⅰ　基本方針と施策

目標Ⅰ　安心して生活ができるまち

基本方針　1　子育て・教育体制の充実

➢ めざす姿

(1)　外国人市民が、安心して出産・育児・子育てをすることができる。

(2)　外国にルーツのある子どもたちへの教育及び養育環境が整い、すべての子どもが安心して就学することができるとともに、外国人保護者が学校と連携し子どもを安心して育てられる。

(3)　外国にルーツのある子どもが自分のアイデンティティーを大切にし、自由に進路選択することができる。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　外国人市民が、本市で、出産・育児・子育てをする中、日常会話はできるが、医療や教育に関する専門的な言葉が分からずに不安を抱えるケースも増加しています。多言語での情報提供を行うとともに、不安を一人で抱えずに相談できる体制を整えることが必要です。

(2)　外国にルーツを持つ子どもやその保護者が、日本語を習得し学習意欲を高めるよう支援体制を充実させていくことが必要です。また、外国のルーツやアイデンティティーを尊重し、様々な分野で活躍できる人材を育成していくことが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
1-① 安心して子育てができる環境整備	・母子保健に関する多言語での情報提供 ・多言語版母子手帳の交付 ・妊娠出産子育てに関する相談の多言語対応（タブレット活用）	◎健康推進課 ◎子ども未来課	
	・保育所・認定こども園に関する多言語での情報提供 ・申込書の多言語化、多言語対応の職員の配置	◎子ども未来課	
	・外国にルーツを持つ子どもやその保護者への生活指導 ・外国人保護者への日本の学校生活ガイダンス資料の提供	◎学校教育課 ◎子ども未来課	○国際交流協会

１-② 子どもが安心して教育が受けられる環境整備	・公立小中学校に関する多言語での情報提供 ・進学に関する多言語での情報提供	◎学校教育課	◎学校
	・外国にルーツを持つ子どもへの学習支援、日本語指導及び生活指導 ・スクールサポーターの配置 ・生活保護世帯の子どもへの学習支援	◎生活福祉課 ◎学校教育課	○国際交流協会 ○学校
	・外国人保護者同士の情報交換会や外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり ・外国にルーツを持つ家庭サポーターの養成 ・学校と外国人保護者との連携サポート	○学校教育課 ○子ども未来課	◎国際交流協会 ○学校

基本方針　２
就労環境の整備、新たな担い手の育成

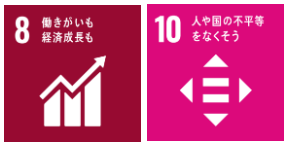

➢ めざす姿

(1)　市内で新たに働きたい外国人求職者が適切な情報を得て就労し、日本語能力や就労に必要なスキルを身につける機会が提供されている。

(2)　外国人も安心して働ける職場環境が提供されるとともに、市内の事業者が必要とする人材が確保されている。

(3)　市内企業における外国人留学生等の就職や定着が進んでいる。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　外国人市民の多くが就労しているが、生活状況などの都合で、転職を希望する外国人市民も多くいます。就業するための日本語能力の向上とともに、ハローワーク等との連携による雇用に関する情報提供や就業機会の確保が必要です。

(2)　日本で就職を希望する外国人留学生は年々増加しています。しかし本市の企業を知ってもらう機会が少ないため、企業と外国人留学生の交流機会を設け、市内企業で活躍してもらう人材確保が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
２-① 就労支援の充実	・外国人の労働関係に関する相談窓口の充実	◎生活福祉課 ◎商工振興課	○国際交流協会
	・外国人労働者への日本語教育 ・市内外国人雇用企業への日本語教室の周知・啓発	◇商工振興課	◎国際交流協会 ◇市内企業
	・外国人の労働環境の整備・向上	○商工振興課	◎市内企業 ○国際交流協会
２-② 外国人の能力を活かした地域産業の活性化	・市内企業への意識啓発 ・グローバル人材の雇用についての理解促進・周知	◎商工振興課	◎国際交流協会
	・外国人留学生と市内企業との交流会の開催 ・（公財）京都府国際センター等主催の外国人留学生との交流会への参加促進　新規 ・外国人留学生の市内企業へのインターンシップの受入れ	◎商工振興課	◎国際交流協会 ◇市内企業

基本方針　３
健康で安心して暮らせる環境づくり

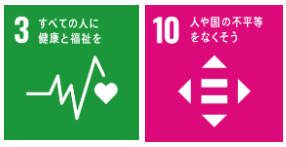

➢ めざす姿

(1)　適切な情報提供や多言語環境の整備により、健康保険の加入や総合検診の受診、医療機関の利用等、医療・保健・福祉・介護分野でのサービスが受けられている。

(2)　生活する場面（ゴミの出し方、公共交通の利用、救急車の利用等）で不自由なく生活ができている。

(3)　日常生活の困りごとについて、相談窓口の活用ができている。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　外国人市民だけでなく、一時的に本市に滞在する外国人も市内の医療機関を受診することがあります。不安なく受診できるような医療機関での対応や情報提供が必要です。

(2)　外国人市民にとって、日本と母国での保健・医療・福祉の制度が異なるために、日本の制度等が理解しにくい場合があります。適切な保健・医療・福祉サービス等が受けられるよう各種制度等の周知に努めます。また、日本での生活や身近な生活ルールについて理解を深めるための取組が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
３-① 安心して受診できる環境の整備	・市内医療機関での問診票の多言語化 ・タブレットや翻訳機器の活用	◎医療政策課	○医療機関
３-② 保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進	・健康診断や健康相談に関する多言語での情報提供	◎健康推進課 ○各市民局	
	・国民健康保険、国民年金制度に関する多言語での情報提供 ・多言語版パンフレットを窓口配布	◎保険事業課	
	・福祉制度に関する多言語での情報提供	◎生活福祉課 ◎障害者福祉課 ◎長寿福祉課 ○各市民局	○国際交流協会 ○社会福祉協議会
	・外国人市民にとって分かりやすい生活に関する説明会（ゴミ、公共交通、119 番通報）の開催とその活用促進	◎政策企画課 ○生活環境課 ○消防本部	◎国際交流協会
	・外国人市民および日本人市民、市内企業への外国人相談窓口の周知　新規	◎政策企画課 ◎商工振興課 ○各市民局	◎国際交流協会

基本方針　4
災害に対する備えと安心安全な生活環境の整備

➢ めざす姿

(1)　外国人市民が市内で起きる災害や避難施設についての知識を持つとともに、外国人市民及び外国人観光客に対し災害時への対応についての情報が適切に伝わる。

(2)　外国人市民が生活するすべての地区で防災訓練が実施され、外国人市民も参加している。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　災害発生後、外国人市民に情報を届ける“災害時多言語情報センター”の設置を含めた協定を国際交流協会と締結し災害時の支援体制を整備していることから、災害時に備え日ごろから関係団体との連携を図り、言葉や図など様々な方法で情報を伝達することが必要です。

(2)　外国人市民の多くが 20 代から 40 代と若い世代であるため、防災の知識を高め地域での支援活動に支援者として参加できるよう、防災教育を充実させることが必要です。

(3)　外国人市民に対する、防犯・交通安全等に関する知識の普及・啓発に努め、意識の向上を図ることが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
4－① 災害時における情報伝達手段・支援体制の整備	・多言語による災害情報発信体制の充実 ・外国人観光客への災害対応として市内宿泊施設との連携　新規	○総務課 ○観光振興課	◎国際交流協会 ○観光公社
	・災害時の外国人への支援対応の充実 ・災害時外国人支援マニュアルを基にした訓練の実施 ・災害時外国人支援ボランティアの育成 ・他地域・他団体との災害時外国人支援の連携・協力	○総務課	◎国際交流協会
4－② 防災意識の啓発	・外国人市民を対象とした防災教育の実施と防災訓練の実施 ・地域の防災訓練への外国人市民の参加促進	○総務課 ○消防本部	◎国際交流協会 ○警察 ◇区長連絡協議会
	・ハザードマップ、避難場所一覧の多言語化 ・（公財）京都府国際センター防災ガイドブックの活用	◎総務課	○国際交流協会
4－③ 防犯・交通安全の啓発	・外国人市民への防犯・交通安全に関する意識啓発 ・外国人市民を対象とした自転車・自動車の安全運転講習会の実施	○市民課	◎国際交流協会 ◎警察 ◇市内企業
	・防犯・交通安全多言語版パンフレットの活用	○市民課	◎国際交流協会 ◇市内企業

目標Ⅱ　言葉の壁を乗り越えるまち

基本方針　５　日本語教育の充実

➢ めざす姿

(1)　外国人市民のニーズ、レベルに合った日本語学習の機会が豊富に実施されている。

(2)　日本語を習得した外国人市民が、地域社会の担い手として参画している。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　外国人市民が自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、日本語を学ぶ環境の整備が必要です。日本語の学習を必要とする人への学習機会を提供すると同時に、外国人（外国籍の児童、生徒などを含む）のレベルやニーズに応じた日本語教育を充実させることが必要です。

(2)　日本語教室を開催する上で、非常に重要な役割を担っている日本語ボランティアの養成が必要です。

(3)　日本語ボランティアと日本語を母語としない市民との交流等を通じて、日本語学習及び日本社会・文化学習について支援するとともに、外国人市民と地域とのつながりをつくることが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
５-① 日本語教育の充実	・日本語教室の開催 ・外国人市民及び外国人雇用企業への周知　新規	○商工振興課	◎国際交流協会 ○商工会
	・外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導の充実 ・学校と連携し放課後等を活用した日本語サポートの実施	◎学校教育課	◎国際交流協会 ○学校
５-② 日本語ボランティアの養成と連携強化	・日本語ボランティアの養成 ・日本語ボランティア募集についての周知	○政策企画課	◎国際交流協会
	・他地域の日本語教室との連携・情報共有	○政策企画課	◎国際交流協会
	・日本語教育関係団体（京都にほんご Rings、文化庁）との連携強化	○政策企画課	◎国際交流協会

基本方針　６
多言語での情報提供・相談体制の充実

➢ めざす姿

(1)　外国人市民や外国人観光客に、多様な言語と手段によって必要な情報が伝わっている。また、日常生活のことが身近に相談できる環境や体制が整っている。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　日本語を母語としない市民にも、行政サービスや生活ルール、制度等について理解してもらい、また、行政等に関する情報が伝わるように、多言語や「やさしい日本語」による情報提供の充実と「やさしい日本語」の普及・活用が必要です。

(2)　外国人市民の母語力を活かし、ラジオやケーブルテレビでの番組制作に携わる人材発掘と育成が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
６-① 多言語での情報提供の充実	・市公式ホームページの多言語化	◎秘書広報広聴課	
	・広報紙の多言語化	◎秘書広報広聴課 ○政策企画課	
	・ケーブルテレビでの外国語番組の制作、放送	◎デジタル戦略課	○国際交流協会
	・ラジオでの外国語番組の制作、放送 ・外国人市民へのラジオ番組の周知		◎国際交流協会 ◎FM たんご
	・サイン（市役所や市内に設置された公共の案内看板等）の多言語化 ・市内レストランのメニューや看板等の多言語化	◎総務課 ○政策企画課	◎観光公社 ◇市内企業
６-② 多言語での相談体制の充実	・「やさしい日本語」の使用による、外国人にも分かりやすい窓口対応 ・「やさしい日本語」研修会の開催と参加促進	◎政策企画課 ◇各市民局	◎国際交流協会
	・通訳・翻訳者の養成 ・翻訳アプリの周知と活用促進　新規	◎政策企画課	◎国際交流協会

参考：「やさしい日本語」

「やさしい日本語」とは、日本語があまり得意でない外国人の方に、わかりやすい言葉や表現に言い換えたりした日本語のことです。

また、子ども、高齢者、障がいのある方などにとっても、分かりやすいコミュニケーション手段の１つです。

基本方針　7　外国語の学習機会の充実

➢ めざす姿

(1)　多言語や多文化を学ぶ機会が充実しており、積極的に外国人とのコミュニケーションを図ることができる。また、グローバルな視点だけでなく、ローカルな視点も持つ人材が育つ環境が整っている。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　外国人市民や外国人観光客とのコミュニケーションを十分に図ることのできる人材の育成が必要です。

(2)　日本人市民も含めて、多言語や多文化を学ぶ機会を増やすことが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
7-① 外国語や多文化についての学習機会の充実	・語学講座や国際理解を深めるための機会の提供 ・未就学児や児童、生徒への英語に触れる機会の提供	◎学校教育課	○国際交流協会
	・市内事業所等への語学講座の開催	○商工振興課 ○観光振興課	◎観光公社 ◇市内企業
	・外国人市民との語学交流の機会の提供 ・地域や公民館活動等での交流機会の推進	○生涯学習課	◎国際交流協会 ○区長連絡協議会 ◇女性連絡協議会

目標Ⅲ　フレンドシップを育むまち

基本方針　８　地域社会に対する意識啓発

➢ めざす姿

(1)　多文化共生に対する理解が進み、外国人市民の人権が尊重されるとともに、誰もがまちづくりに参画できる。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　市民団体等がそれぞれの活動の中で、国籍や言語を超え、様々な活動を外国人市民とともに行えるよう、外国人市民と市民団体等のプラットホームとなる体制を整備することが必要です。

(2)　国籍に関わらず、まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成を進め、持続的な多文化共生のまちづくりが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
８-① 多文化共生についての意識啓発	・人権尊重、多文化共生等についての意識啓発、理解促進 ・講演会及びワークショップの開催と参加促進	◎市民課 ○政策企画課	○国際交流協会
	・自治会・新たな地域コミュニティ組織・市民団体等に対する多文化共生についての意識啓発、理解促進	◎地域コミュニティ推進課 ◎市民課	○国際交流協会
	・小中学校における多文化共生授業の実施	◎学校教育課	◎学校
	・教職員に対する多文化共生への意識啓発、理解促進 ・外国にルーツを持つ家庭への理解促進	◎学校教育課	◎国際交流協会 ○学校
８-② 多文化共生に関わる人材育成	・外国人市民と日本人市民との橋渡し役となる人材の把握、育成	◎政策企画課	◎国際交流協会 ◇区長連絡協議会 ◇市内企業

基本方針　９　外国人市民の自立と社会参画

➢ めざす姿

(1)　外国人市民が日本人市民と同様に、地域の担い手として地域活動やイベントに参加できている。

(2)　外国人市民が市内の文化・スポーツ団体等に加入するなど、文化的で豊かな生活を送ることができている。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　外国人市民も、地域社会の持続や活性化のために必要な存在です。ちがいを生かし、誰もが地域社会でいきいきと暮らせるような環境整備が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
９-① 外国人市民の社会参画の推進	・自治会や新たな地域コミュニティ組織の地域活動やイベント（運動会や祭り等）に関する外国人市民への情報提供の充実、参加促進 ・地域と外国人雇用企業との連携・促進 ・外国人市民に向けた地域のボランティア団体についての情報発信と参加促進	◎政策企画課	◎国際交流協会 ○社会福祉協議会 ○区長連絡協議会 ◇市内企業
	・地域で活躍する外国人市民の紹介 ・市広報紙やケーブルテレビ、ラジオなどを活用した周知	◎秘書広報広聴課 ◎デジタル戦略課 ○政策企画課	
９-② 外国人市民が社会参画できる環境の整備	・多文化共生や国際交流を行っている市民団体等への活動支援	◎地域コミュニティ推進課 ○政策企画課	
	・文化・スポーツ団体等に外国人市民が参加しやすい環境の整備 ・公民館活動等での情報発信 ・外国人市民への活動体験機会の提供	◎生涯学習課	○国際交流協会 ◇区長連絡協議会
	・外国人市民からの意見や要望の聴取と反映 ・外国人相談窓口の活用	○秘書広報広聴課	◎国際交流協会

目標Ⅳ　国際色豊かでにぎわうまち

基本方針 10　京丹後市の魅力発信

➢ めざす姿

(1)　外国人観光客に対して、市内の観光サインやパンフレットが多言語化されているとともに、多言語に対応できる体制や手段が整っている。

(2)　本市の魅力が海外に向かって情報発信され、関心が持たれている。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　市内の観光サインやパンフレット等の多言語化を図ると同時に、多言語対応だけでなく、外国人観光客の文化的、宗教的背景を理解し、京丹後市で安心して滞在できる取組が必要です。

(2)　外国人に対し本市の魅力を知ってもらえるような機会や場を提供し、外国人市民や外国人観光客等による海外への魅力発信の取組が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	団体
10-① 観光情報の発信や京丹後市の魅力 PR	・観光サインやパンフレット等の多言語化	◎観光振興課	◎観光公社
	・SNS や HP 等を活用した多言語での京丹後市の魅力 PR ・外国人市民による海外への情報発信の仕組みづくり	◎政策企画課 ○秘書広報広聴課	◎国際交流協会 ◎観光公社
	・外国語による京丹後市の番組制作、放送、情報発信	◎デジタル戦略課	◎国際交流協会 ◎FM たんご
10-② 外国人来訪者の受入体制の整備	・外国人を対象とした体験ツアーの企画 ・市外在住外国人へのツアー等の周知	○観光振興課	◎観光公社 ○国際交流協会

基本方針 11　交流人口の増加

➢ めざす姿

(1)　たくさんの国内外の外国人が、本市の豊かな自然や食、市民との交流などを求めて訪れている。

(2)　市で毎年行われる、ウルトラマラソン等の各種スポーツイベント等に国内外の外国人が参加し、日本人市民との交流も図られている。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　国内外の外国人に、本市に滞在してもらえる機会を増やすとともに、市民との交流の機会を設け、交流人口の増加に繋がる取組が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
11-① 交流機会の提供	・市民と市外在住外国人との交流の機会の提供 ・市内団体での交流機会の実施を促進		◎国際交流協会 ○女性連絡協議会 ◇区長連絡協議会
	・市外在住外国人のインターンシップの受入 ・教育旅行の受入 ・市内外在住外国人への市内開催スポーツイベント等の周知	◎商工振興課 ◎観光振興課 ◎生涯学習課	◎国際交流協会 ◎観光公社 ◇市内企業
	・中学生対象のグローバル人材育成 ・ＩＣＴを活用した海外交流促進	◎政策企画課 ◎学校教育課	
11-② 移住希望者への情報提供	・市外在住外国人への「京丹後市移住支援サイト」の周知　新規	◎政策企画課	

基本方針 12　他地域・他団体との連携・協力

➢ めざす姿

(1)　国・府や国際交流関係団体との連携により、各分野において情報収集と活用がされており、多文化共生社会が実現されている。

➢ 現状と施策の方向性

(1)　国・府や他地域の国際交流協会等と広域なネットワークを構築し、各分野において、多文化共生に係る情報を収集、活用することが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体　○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
12-① 他地域・他団体との各分野での連携協力	・国、府及び他市町との連携、情報交換	◎政策企画課	○国際交流協会
	・京都府国際センターや他地域の国際交流協会との協力・連携	◎政策企画課	○国際交流協会
12-② 国際交流協会の機能充実	・持続可能な国際交流協会の運営支援	◎政策企画課	◇国際交流協会

Ⅱ　プランの進捗管理と推進体制

1　進捗管理

プランの推進には、確実な推進体制の構築と併せて、PDCA サイクル（*1）に基づく、評価と改善といった進捗管理が必要です。

*1　PDCA サイクル：
計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施するマネジメントサイクル。

【プランの進捗管理】

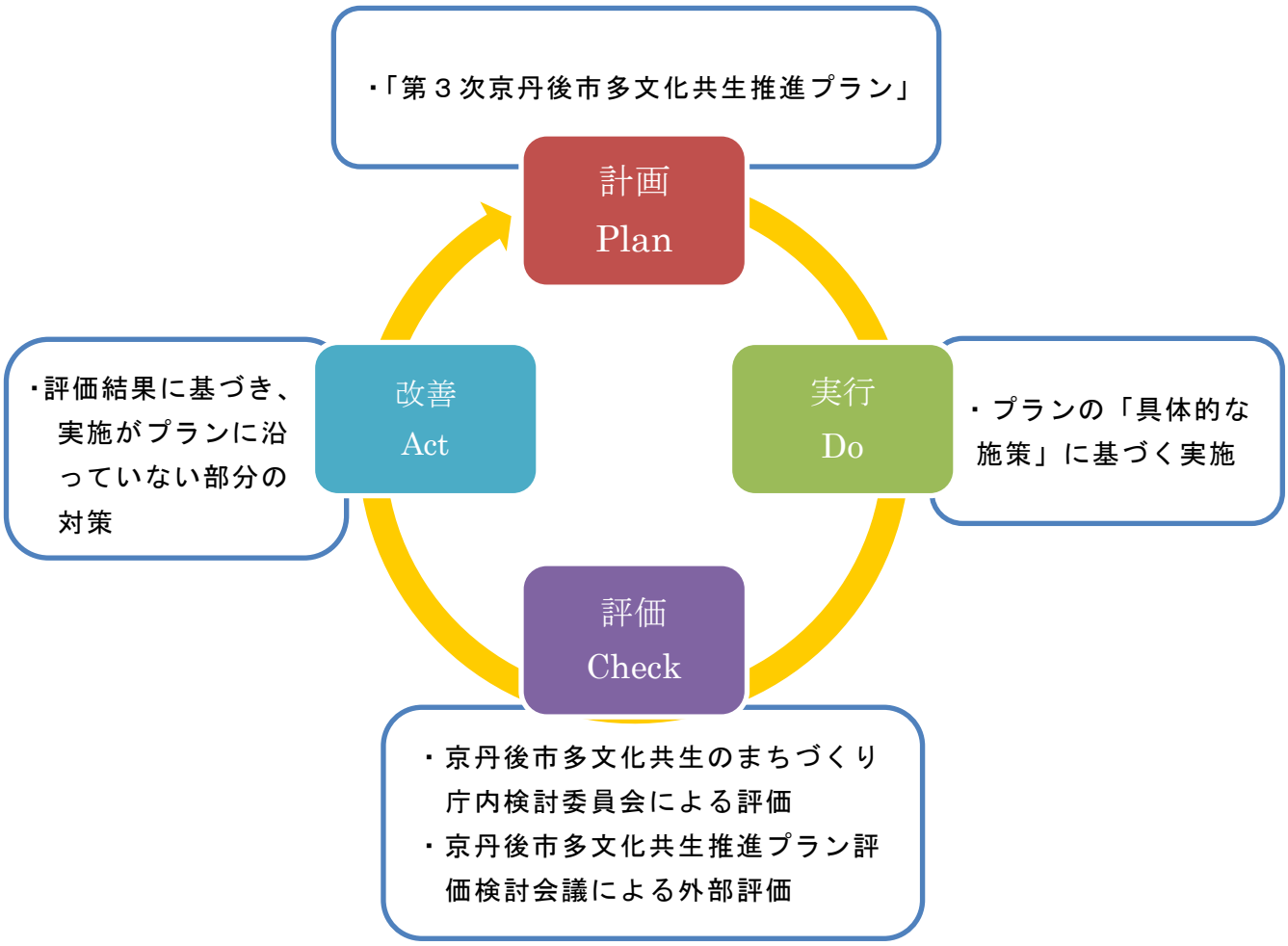

2　推進体制

⑴　市役所、市国際交流協会、その他関係機関の連携強化

市役所と国際交流協会が緊密に連携をとりながら施策を推進するとともに、学校、保育所・こども園、ハローワーク、警察署などの関係機関や関係者が連携を密にして情報共有を図り、ネットワークを構築し、多文化共生の取組を推進します。

⑵　市役所での取組

市役所に横断的組織である「京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会」を設置し、市役所の各部署が連携して、市役所全体で多文化共生の取組を推進します。

⑶　市民、地域、団体、事業者との連携促進

多文化共生の地域づくりを実現するためには、行政だけでなく、多文化共生に取り組む各種団体が連携し効果的に取組を推進することが必要です。

各種団体の代表者を構成員とした「京丹後市多文化共生推進プラン評価検討会議」を設置して、評価を行うとともに、市民、地域、団体、事業者の方々と連携・協力しながら、本プランに掲げる取組を推進するために、情報共有や意見交換を積極的に進めます。

資　料

資料１　京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

資料２　京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会　委員名簿

資料３　令和４年度京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会開催概要

資料４　京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程

資料５　京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会委員名簿

資料６　令和４年度京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会開催概要

資料７　広報京丹後掲載記事

資料８　総務省　多文化共生事例集（令和３年度版）掲載内容

資料１

○京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

平成２６年５月２０日

告示第１１２号

改正　平成３０年３月３０日告示第８４号

（設置）

第１条　国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として共に暮らすまちづくりの実現に向け、多文化共生推進に係るプラン（以下「推進プラン」という。）を策定するに当たり広く意見を求めるため、京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　多文化共生推進プランの策定に関すること。

(2)　前号に掲げることのほか、多文化共生推進に関し必要と認められる事項

（組織及び委員）

第３条　委員会の委員は、２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　国際交流団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者

(2)　外国人を雇用する企業等を代表する者又はその企業等の推薦を受けた者

(3)　外国人の居住、福祉、教育等に関係する団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者

(4)　多文化共生に関し識見を有する者

(5)　在住外国人

(6)　市民公募による者

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（オブザーバー及びアドバイザー）

第５条　委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

２　オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じて委員会の会議（以下「会議」という。）

に出席し、意見を述べることができる。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、調査、研究又は審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２６年５月２０日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日告示第８４号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

資料２

■　京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿（敬称略）

委員会役職	氏　名	所属等	役　職
委員長	藤村　益弘	京丹後市国際交流協会	会長
副委員長	室田　邦枝	京丹後市民生児童委員協議会	副会長
委員	後藤　淳司	NPO 法人京丹後コミュニティ放送	局長代理
委員	榮元　康博	アジアキャリアサービス合同会社	代表
委員	大同　衛	京丹後市福祉サービス事業者協議会	副会長
委員	小石原　洋子	京都プラス精機株式会社	取締役
委員	岡　眞子	京丹後市女性連絡協議会	理事
委員	小倉　伸	京丹後市区長連絡協議会	委員
委員	岡村　圭造	京丹後警察署	警備課長
委員	土出　尉恵	京丹後市社会福祉協議会	課長
委員	西原　あおゐ	京丹後市小学校長会	理事
委員	上田　隆嗣	京丹後市中学校長会	会長
委員	吉岡　直美	京丹後市商工会	女性部副部長
委員	木村　嘉充	京丹後市観光公社	専務理事
委員	田茂井　ナセル	外国人市民	
委員	于　漫	外国人市民	
委員	櫻井　マイ	外国人市民	

〔アドバイザー〕

一般財団法人ダイバーシティ研究所	代表理事	田村　太郎

〔オブザーバー〕

公益財団法人　京都府国際センター	事業課長	近藤　徳明

〔事務局〕

市長公室	市長公室長	川口　誠彦
市長公室政策企画課	課長	松本　晃治
市長公室政策企画課	課長補佐	大江　敦博
市長公室政策企画課	主任	増田　あづさ
市長公室政策企画課	国際交流員	ジェシカ　イェ
京丹後市国際交流協会	事務局長	麻田　友子

資料３

■　令和４年度京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会開催概要

① 第１回京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会

日　　時：令和４年６月 29 日（水）午前 10 時 00 分～
場　　所：京丹後市役所峰山庁舎　２階　201 会議室
出 席 者：委員 15 名、アドバイザー１名、オブザーバー１名、事務局６名
内　　容：1. 委員委嘱及び紹介
2. 委員長及び副委員長の選任
3. 第３次多文化共生推進プランの策定について
4. アンケートの実施について
5. 意見交換

② 第２回京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会

日　　時：令和４年 10 月 20 日（木）午前 10 時 00 分～
場　　所：京丹後市役所峰山庁舎　２階　201 会議室
出 席 者：委員 15 名、アドバイザー１名、オブザーバー１名、事務局５名
内　　容：1. アンケート調査の結果について
2. プランの基本理念、目標、基本方針等について
3. 課題と今後の展望について

③ 第３回京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会

日　　時：令和５年１月 23 日（月）午後１時 30 分～
場　　所：京丹後市役所峰山庁舎　２階　201 会議室
出 席 者： 委員 13 名、アドバイザー１名、オブザーバー１名、事務局５名
内　　容： 1. 第３次多文化共生推進プランの策定について

資料４

○京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程

平成２６年５月１９日

訓令第２号

（設置）

第１条　多文化共生のまちづくりを推進するための庁内組織として、京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。

(2)　多文化共生に関する施策の検討及び推進に関すること。

(3)　前２号に掲げることのほか、多文化共生のまちづくりの推進に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

２　委員会の長（以下「議長」という。）は、市長公室政策企画課長をもって充てる。

（議長の職務）

第４条　議長は、会務を総理する。

２　議長は、委員会において必要があると認められるときは、関係機関等に対して出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

３　議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じて、議長が招集する。

２　委員会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２６年５月１９日から施行する。

附　則（平成２９年４月１日訓令第４号）

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年５月１２日訓令第６号）

この訓令は、平成２９年５月１２日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日訓令第６号）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日訓令第７号）抄

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和３年５月１２日訓令第９号）

この訓令は、令和３年５月１２日から施行する。

別表（第３条関係）

職名
市長公室政策企画課長
市長公室地域コミュニティ推進課長
総務部総務課長
総務部総務課基地対策室長
総務部デジタル戦略課長
市民環境部市民課長
医療部医療政策課長
健康長寿福祉部生活福祉課長
健康長寿福祉部健康推進課長
商工観光部商工振興課長
商工観光部観光振興課長
建設部都市計画・建築住宅課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局子ども未来課長
消防本部総務課長

資料５

■　京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会 委員名簿（敬称略）

職　名	氏　名	備　考
市長公室政策企画課長	松本　晃治	
市長公室地域コミュニティ推進課長	羽賀　万智子	
総務部総務課長	中西　陽一	危機管理監
総務部総務課基地対策室長	松本　優	丹後市民局長
総務部デジタル戦略課長	上羽　正行	
市民環境部市民課長	平林　智子	
医療部医療政策課長	松本　智子	
健康長寿福祉部生活福祉課長	川戸　泰博	次長
健康長寿福祉部健康推進課長	金木　泰憲	
商工観光部商工振興課長	島貫　博志	
商工観光部観光振興課長	大江　裕	
建設部都市計画・建築住宅課長	中川　正明	
教育委員会事務局学校教育課長	川村　義輝	
教育委員会事務局子ども未来課長	蒲田　幸宏	
消防本部総務課長	山添　勝弘	

〔事務局〕

市長公室政策企画課	大江　敦博	課長補佐
市長公室政策企画課	増田　あづさ	主任
市長公室政策企画課	ジェシカ　イェ	国際交流員
京丹後市国際交流協会	麻田　友子	事務局長

資料６

■ 令和４年度京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会開催概要

① 第１回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日　　時：令和４年６月 27 日（月）午前 10 時 00 分～
場　　所：京丹後市役所峰山庁舎　２階　201 会議室
出 席 者：委員 14 名
内　　容：1. 京丹後市多文化共生推進プランの策定について（令和５年度～）
2. 各課における多文化共生の取組や在住外国人に関する課題等について

② 第２回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日　　時：令和４年 10 月 17 日（月）午後２時 00 分～
場　　所：京丹後市役所峰山庁舎　３階　301 会議室
出 席 者：委員 14 名
内　　容：1. 京丹後市多文化共生推進プランの策定について（令和５年度～）
2. アンケート調査の結果について
3. プランの具体的な施策等について

③ 第３回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日　　時：令和５年１月 17 日（火）午後２時 00 分～
場　　所：京丹後市役所峰山庁舎　２階　201 会議室
出 席 者： 委員 15 名
内　　容： 1. 京丹後市多文化共生推進プランの策定について（令和５年度～）

資料７

■　広報京丹後掲載記事

（令和４年８月号）

共生

多文化共生の社会へ 外国人市民ら意見交換

国籍や民族、文化などの違いを認め合い、ともに豊かに暮らせるまちづくりを推進することを目的とした「市多文化共生推進プラン策定委員会」が６月29日、峰山庁舎で開催されました。

「第２次京丹後市多文化共生推進プラン」の最終年度となる今年度は、これまでの取り組みなどの検証を行い、その現状や課題を踏まえて、来年度新たに「第３次京丹後市多文化共生推進プラン」を策定する予定です。

会議には、市国際交流協会や外国人を雇用する企業、外国人市民など委員16人が出席。意見交換では「外国人が日本で生活する上で文化や言葉の壁が課題になっている」などの意見や要望が上がりました。

委員会の様子

８月には市民に向けた多文化共生アンケートを実施予定です。

（令和４年９月号）

市トピ

国籍や文化の壁を越えて「ともに豊かに暮らせるまち」へ

第３次プランの策定に向けて

市は、国籍や文化の違いを認め合いながら共に暮らせる豊かな社会を目指し、平成26年に府内初となる「京丹後市多文化共生推進プラン」を策定しました。平成29年には、５年計画の第２次プランを策定し、今年度は第３次プランの策定を進めています。

本市の外国人状況

市内には約６１０人（市人口の１・１８％）の外国人が暮らしており、国籍も29カ国と多様化しています。国籍別ではベトナムやフィリピンが多く、上のグラフ以外にも約１６０人の米軍関係者が暮らしています。年代別では20代が最多、次が30代となっており、日本人市民より若い世代の割合が多くなっています。また、外国にルーツを持つ家庭・子どもも増えています。市内に暮らすさまざまな国籍・文化的背景を持つ外国人市民も、私たちと同じ地域の一員です。言葉や文化の違いから「分からない」と距離を置かずに「お互いを知る」ことから始めてみませんか。

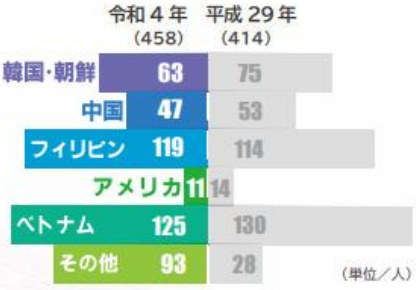

やさしい日本語を使おう

「やさしい日本語」とは言葉の通り、普通の日本語より簡単で分かりやすい日本語のことです。会話などの時に、言葉を短く区切って話すことで分かりやすくなります。ぜひ試してみてください。

【例】

- 「どちらからお越しですか」⇐「どこから・来ましたか」
- 「少々お待ちください」⇐「少し・待って・ください」
- 「時間厳守」⇐「決まった・時間を・守って・ください」

市のSDGsロゴマークを考えるワークショップには多様な国籍の人が参加

資料８

■　総務省　多文化共生事例集（令和３年度版）掲載内容

No.43 城陽市国際交流協会［京都府］/ 京丹後市国際交流協会［京都府］/ (公財)西宮市国際交流協会［兵庫県］/NPO 法人安芸高田市国際交流協会［広島県］
広域多市連携パートナーシップ協定に基づく災害時協力

Keywords ： 多言語対応、情報発信、災害対応、地方公共団体間の広域連携、組織・人材づくり

背景

災害時に外国人住民のために多言語での情報提供や相談対応を行うために、地方公共団体や国際交流協会による「災害時多言語支援センター」（以下「センター」という。）の設置が各地で進められている。しかし、地域の国際交流協会が単独でセンターの運営に必要な人材や資金、ノウハウ等を確保することは難しい。

外国人に係る防災対策に関してこのような問題意識を抱いていた京丹後市、西宮市、安芸高田市の各国際交流協会の職員は、（一財）自治体国際化協会の多文化共生マネージャー事業※における職員同士の交流を通じて意見交換を重ね、平成 27 年度に災害時の多言語情報提供を中心に協力することを旨とする「広域多市連携パートナーシップ協定」を締結した。その後、平成 30 年度に城陽市の国際交流協会も加わった（以下城陽市、京丹後市、西宮市、安芸高田市の国際交流協会を「4 協会」という。）。

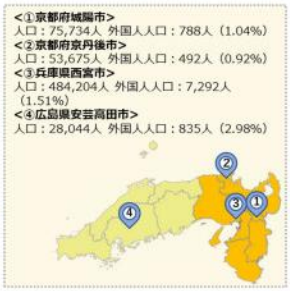

※地域における多文化共生を推進するための専門研修の履修など、（一財）自治体国際化協会が指定する条件を満たした方を「多文化共生マネージャー」として認定する事業

取組内容

平成 30 年度に城陽市の国際交流協会が加わった「広域多市連携パートナーシップ協定」に基づいて、4 協会は共同で災害に備えるとともに、災害時は 4 市のセンターが遠隔で協力し合い、また、平時においても多文化共生事業に関する協力や情報共有を行っている。

▲広域多市連携パートナーシップ協定調印式の様子

災害への備えとしては、4 市のいずれかで災害が発生した際に、センターでの多言語による情報発信や避難所運営支援、相談業務を、他の市の協会と協力して運営できるように、平成 27 年以降、年 1 回程度の合同訓練を実施している。合同訓練の一例として、令和 2 年の「広域多市連携パートナーシップ避難者聞き取り訓練」では、城陽市で水害が発生し、外国人住民が複数の避難所に避難しているという想定で、他の 3 市のセンターで城陽市の外国人被災者と避難所の運営者のコミュニケーションを支援する訓練が行われた。このような訓練を通じ、遠隔地から連携する方法やそのための機材整備等の検証や改善、運営に関わる人材の育成を行っている。

取組のポイント

■ 遠隔地間の広域連携による発災時の支援の確保

各団体から最も離れた団体までの距離は、それぞれ 230km 以上であり、また、各団体において海岸の有無等をはじめとした地理的環境や人口規模、社会資本・民間施設等も様々である。このため、一つの災害により 4 団体が同時に被災する蓋然性が低く、これにより大規模災害時であっても被災団体に対して残りのいずれかの団体の協会が支援を行うことが期待される。

▲災害時多言語支援センター設置訓練の様子

■ 遠隔での円滑な連携

4 協会は地理的に隣接していないため、合同での訓練や円滑なコミュニケーションの実施に当たっては、平時からの協力や情報共有を密にすることが重要である。そこで、4 協会のスタッフはメッセンジャーアプリケーションを用いて、災害につながり得る豪雨等の天候情報の共有に加えて、外国人住民支援における課題から、多文化共生施策に関する情報共有まで幅広いテーマで頻繁にコミュニケーションをとって、円滑な関係の維持に努めている。

取組による成果・今後の展望

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）では安芸高田市が水害に見舞われ、同市の協会の要請を受けた他の 3 協会が、災害等に関する情報を多言語で発信するための翻訳支援を行った。

また、平時においても、外国人住民に対する情報提供の文案を 4 協会が分担して作成することで、事務の効率化、発出の迅速化、言語数の充実に資している。

災害時には、地域の特徴や被害状況に応じた柔軟な対応が求められるため、日常的な情報共有や定期的な訓練を通じ、4 協会での対応力向上を図っていくこととしている。

城陽市国際交流協会　TEL：0774-57-0713
URL：https://www.jiea.jp/index.html（取組団体 HP）

京丹後市国際交流協会　TEL：0772-69-0120
URL：https://www.facebook.com/kyotangokia/about/（取組団体 HP）

（公財）西宮市国際交流協会　TEL：0798-32-8680
URL：https://www.nishi.or.jp/shisei/seisaku/tabunkakyosei/nia/index.html（取組団体 HP）

NPO 法人 安芸高田市国際交流協会　TEL：050-5847-9666
URL：https://www.facebook.com/aica.akitakata/about/（取組団体 HP）

No.97 京丹後市国際交流協会［京都府京丹後市］
外国人散在地域での「多文化共生推進プラン」策定

Keywords： 地域の多文化共生意識の涵養、多様な主体との連携、組織・人材づくり

背景

平成 20 年に設立された京丹後市国際交流協会（以下「協会」という。）は、国際交流事業や日本語教室を実施する中で、市民として地域のために活動したいという外国人住民がいる一方、日本人住民側は外国人住民を「支援される側」として捉える傾向があり、外国人住民も地域の担い手であると理解してもらう必要があると考えた。

そのため、まずは京丹後市の多文化共生施策を推進する機運を高めるべく、平成 24 年から年 1 回、市職員等を対象に市と協会の共催で「多文化共生研修会」を開催し、多文化共生の理念の浸透を図った。続いて平成 25 年に、協会が市に対して「多文化共生推進プラン策定についての要望」を提出したことを契機に、市と協会が協力して多文化共生推進プランの策定に着手することとなり、その後はこのプランに基づき、多文化共生施策を実施している。

取組内容

「京丹後市多文化共生推進プラン」（以下「プラン」という。）は平成 27 年に第 1 次、平成 30 年に第 2 次が策定された。いずれのプランも「外国人を含めた全ての人が真に住みやすいまちづくりの推進」を目指しており、市総合計画の国際交流・多文化共生・広域連携に関する分野別計画に位置づけられている。プランは、外国人住民や学校関係者、外国人雇用企業、自治会などから選出された委員で構成される「京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会」によって策定されている。また、協会は「多文化共生推進プラン策定事務局」として、政府の施策の調査や市民アンケートの実施及び結果の考察を行い、プランの策定をサポートしている。

また、プラン策定のほか、市内で活躍する外国人住民の活動状況等を市広報で周知するなど、外国人は支援される側ではなく、地域の担い手の一員であるとの理解が進むよう、住民に対して多文化共生の啓発活動を行っている。

▲第2次京丹後市多文化共生推進プラン（表紙）

取組のポイント

■ プランの策定後の検討・評価体制

プランを基に、市が行う各施策に多文化共生という観点を横断的に取り入れ、施策を実現していくため、庁内・庁外での連携推進体制を整備した。いずれも協会は事務局として関わっている。

庁内連携体制としては、庁内各部署の課長級で構成される「多文化共生のまちづくり庁内検討委員会」を毎年開催し、プランに基づく多文化共生施策の進捗や課題を共有している。

また、庁外連携体制としては、プランの実施状況を評価する「京丹後市多文化共生推進プラン評価検討会議」を設け、毎年評価を行っている。同会議は推進プランに掲げる施策に関係する団体等を代表する者又は当該団体等の推薦を受けた者及び在住外国人の中から市長が委嘱した委員で構成され、プランの推進に必要な施策について意見提出も行っている。実際に、同会議がプランの推進に必要と意見した施策（外国人の子供の居場所づくり、外国人留学生と市内企業との交流会）が実現に至っている。

取組による成果・今後の展望

第 1 次プラン策定時に行った日本人住民向けのアンケートでは、「今後、市が力を入れるべき取組」を尋ねた質問で「外国人が地域活動に参加しやすい環境を整える」という回答は 34.2%であったものが、第 2 次プラン策定時のアンケートでは 47.3%と増加し、外国人住民が地域の一員として活躍することを求める機運が日本人住民の間で高まっている。

▲関西大学の留学生へ市内企業紹介の様子

協会では今後、市が重点施策としている移住・定住分野において、商工観光部と連携して関西圏の大学の留学生と市内企業のマッチングなどを行い、高齢化が進む市への外国人の若者の移住促進を図り、市の施策に多文化共生の観点から協力していく方針である。

京丹後市国際交流協会
TEL：0772-69-0120
URL：https://ja-jp.facebook.com/kyotangokia/（取組団体 HP）

編集・発行　京丹後市市長公室政策企画課
カバーデザイン　Jessica　Jiting　Ye

〒627-8567　京都府京丹後市峰山町杉谷 889
TEL：0772-69-0120　FAX：0772-69-0901
E-mail：kikaku@city.kyotango.lg.jp